

第四十三回 参議院外務委員会會議録第二十八号

昭和三十八年六月二十五日(火曜日)

午前十時五十一分開会

委員の異動

六月二十四日

辞任

佐藤 尚武君

六月二十五日

辞任

野村吉三郎君

佐多 忠隆君

森 八三一君

補欠選任

森 八三一君

補欠選任

西田 信一君

戸叶 武君

佐藤 尚武君

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

岡崎 真一君

井上 清一君

岡田 宗司君

青柳 秀夫君

大野木秀次郎君

杉原 荒太君

西田 信一君

山本 利壽君

加藤シヅエ君

戸叶 武君

羽生 三七君

森 元治郎君

森 八三一君

曾祿 益君

外務大臣

外務大臣

政府委員

外務政務次官

大平 正芳君

重政 誠之君

飯塚 定輔君

外務大臣官房長 湯川 盛夫君
外務省移住局長 高木 広一君
農林省農政局長 斎藤 誠君
事務局側
常任委員 結城司郎次君
会専門員

本日の会議に付した案件

○千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出)

○所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とマラヤ連邦との間の条約の締結について承認を求めるの件(内閣提出、予備審査)

○海外移住事業団法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(岡崎真一君) ただいまから外務委員会を開会いたします。

この際、委員の異動につきまして御報告申し上げます。昨日付をもって、委員佐藤尚武君が辞任せられ、その補欠として森八三一君が委員に選任されました。本日付をもって、委員佐多忠隆君が辞任され、その補欠として戸叶武君が委員に選任されました。

○委員長(岡崎真一君) 千九百六十二年の国際小麦協定の締結について承認を求めるの件を議題といたします。本

件は、前回、委員会において質疑を終了しておりますので、これより討論に入りたいと思ひます。御意見のあります方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。――別に御発言もないようであります。討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎真一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡崎真一君) 全会一致であります。よって本件は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(岡崎真一君) 次は、日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。本件は、前回、委員会において質疑を終了しておりますので、これより討論に入ります。御意見のあります方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。――別に御意見もないようであります。討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎真一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡崎真一君) 全会一致であります。よって本件は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(岡崎真一君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岡崎真一君) 次は、日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。本件は、前回、委員会において質疑を終了しておりますので、これより討論に入ります。御意見のあります方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。――別に御意見もないようであります。討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎真一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

〔賛成者挙手〕

○委員長(岡崎真一君) 全会一致であります。よって本件は、全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

○委員長(岡崎真一君) 異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(岡崎真一君) 次は、日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題といたします。本件は、前回、委員会において質疑を終了しておりますので、これより討論に入ります。御意見のあります方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。――別に御意見もないようであります。討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(岡崎真一君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。日本国とアメリカ合衆国との間の領事条約の締結について承認を求めるの件を議題に供します。本件を承認することに賛成の方の挙手を願ひます。

件」につきまして、提案理由を御説明いたします。

政府は、マラヤ連邦との間で所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための条約締結交渉を昭和三十七年四月以来行なつて参りましたところ、今般交渉が妥結を見るに至りましたので、去る六月四日クアラ・ランブルにおいて、わが方マラヤ連邦大使とマラヤ側タ・シ・シン大蔵大臣との間で署名を行なつたものであります。

この条約は、十八カ条からなり、従来わが国がアジア諸国との間に締結した租税条約とは同様の内容を有するものであります。マラヤ連邦の税制及び国内事情から次のような特徴を持つております。すなわち、船舶、航空機の運用から生ずる所得は、全額相互免税としております。配当については、他の諸条約と同様一五%の軽減税率とし、親子会社間のものであるときは、一〇%の軽減税率としており、使用料については、相互に免税としております。さらにマラヤ連邦の創始産業(所得税免除)法の規定に基づいて免除されたマラヤ連邦の租税の額は、日本で総合課税する場合に、マラヤ連邦で支払われたものとみなして、日本の税額から控除することとしております。また、教授、留学生、短期旅行者等に対して広い範囲で免税を認めることとしております。

マラヤ連邦は国内産業開発のために借入金形態による外資の導入を重視し

ておらず、第三国との租税条約の締結交渉においても、利子課税についての軽減税率を認めない方針をとっており、この条約においては、利子の軽減税率または免税の規定を設けないこととした。マラヤ連邦は、わが国にとって主要な原材料供給国として、わが国の同連邦からの輸入の額も東南アジア諸国中最高であり、また、わが国から同連邦への企業進出、船舶寄港等も多いため、この租税条約の締結によって二重課税を回避し、これらの経済交流がスムーズに促進されるものと考えられます。

よって、ここに、この条約の締結について御承認を求める次第であります。何とぞ御審議の上、本件につきすみやかに御承認あらんことを希望いたします。

○委員長(岡崎真一君) 次に、海外移住事業団法案を問題といたします。前回に引き続き質疑を行ないます。ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(岡崎真一君) 速記を始めて下さい。

質疑のある方は、順次御発言を願います。

○戸叶武君 私は先般提案趣旨説明のあった海外移住事業団法について、政府に対し若干の質問を行ないます。

本法案は、海外移住に対する政府の新しい考え方の上に立って移住行政の刷新を期するため、具体的には従来移住行政というものが各省のなわ張り争い等によってばらばらであったのを、その移住行政を一元化そうとするとこ

ろがねらいのようでございますが、今までの海外移住の実務機関であった日本海外移住振興株式会社、日本海外協会連合会の業務を統合し、特殊法人海外移住事業団を設立するに至るものと思われまが、これに対する政府の御見解を承りたいと思ひます。

し、役所の名譽になることではないと思ひます。したがって、移住事業団というものをのりつぱに作り上げて、これが育つに従ひまして、私どものほうはもとより、農林省その他関係省もできるだけこの移住事業団のほうに仕事を移して、役所といったしましては最小限の監督をする。しかし、移住の基本方針というものが、各省の希望を導いたしまして大きな方針をきめて、それを移住事業団に指示して、指示を受けた移住事業団としては、自主的に、かつ責任を持って遂行するという体制に持っていく。このようにすることを基本方針にしてこれを充足させたいというのが、私どもの基本の考え方でございます。

○戸叶武君 大平さんの言われる御趣旨は、ごもっともと思ひますが、特に移住行政の一元化を目ざして海外移住事業団の業務の統合をやつたと言われるその御趣旨は、私どもも賛成であります。しかしながら、この移住行政といふものは、今日日本だけでなく、移住問題の行き詰まりからしまして、ヨーロッパ各国においても、たとえば移住者を多く出しているイタリヤやオランダのようなくところにおきまして、あるいはスペインのようなくところにおきましても、日本以上にやはり深刻にも考へてこの移住政策の転換に直面していると思ひます。そういうときにあたりまして、政府のみならず移住政策とは何ぞやという問題を新しい角度から検討しなければならぬという段階にあるので、審議会においてもそういう基本問題から取組んでやはり答申も出していると思ひますのであり

ます。したがって、この法案を出すまでの経緯を見ましても、外務省といったしましては、三つの法案を出すか、あるいは二つの法案にするか、いろいろ私は検討されたと思ひますが、政府として、当初移住基本法なり移住振興法、あるいは移住事業団法、三位一体の構想を持ってこれを出そうかという考えもあつたように漏れ承っておりますが、そういう基本的なことはあと回しにいたしまして、今当面の行き詰まりの打開の必要から、あるいは予算措置の必要からという形で、この事業団法を出してきたように思われるのですが、政府の考え方並びにその経緯はどうなつておるのでしょうか。

○国務大臣(大平正芳君) 移住政策の基本理念といふことが、道標といふものは、先ほど私が申し上げましたように、移住審議会の御答申に出ておるわけでございまして、私どもも拝見いたしまして、非常にすぐれた考え方が盛り込まれておると思ひます。移住政策を、私どもはこれを道標として移住政策を展開して参りたいと思ひております。したがって、今御指摘のように、移住基本法と申しますか、基本的な法律制定をお願いいたしまして、この政策理念を法制化していくということがまずなされるべきことに違ひないと思ひます。したがって、この政策理念の法制化について一応の案を持って参ります。しかし、これはあくまでも移住審議会の答申の法制化でございます。移住審議会の答申自体は、すでに公表されております。また、お手元にも差し上げておるわけでございまして、これを法律の文

言でどう具体化して参るかということが残されておるにすぎないわけでございます。基本の理念は、答申に示された方針に変わりはございません。そして、この法制化につきまして、今各省ともお話をいたしておる段階でございます。次の国会にはこれをあわせて御審議いただくようにいたしたいと思ひて参ります。ただ、事業団の設立を急ぎましたゆへは、今御指摘のように、三十八年度の予算編成の段階になりまして、取り急ぎ予算を編成する上におきまして、実施実務機構は、御答申に示されたように、とりあえずこれを一元化していく。この政策を先行してきめておかないと予算が組めませんので、このほうだけを先に取り出して御審議をいたしたいわけでございまして、移住法制の全体の構造といふものは、今お示しのように、基本法的なものも含めまして、追つて御審議を願ひようと思ひたい。しかし、その実体は、答申に示されておる以上のものでもなく、以下のものでもないというふうに考えます。

○戸叶武君 移住基本法は次の国会に提出するといふ答申が一つ、もう一つは、移住基本法の理念は、審議会の答申に盛り込まれているような内容を法制化するものである、というふうな受け取れる答申でございますが、いずれにしても、今日における海外移住政策の基本理念といふものは、現実の国際情勢なり、世界的な技術革新に伴う経済変動期における日本自体の産業並びに経済構造の変化にも即応するような態勢のもとにおいて、この理念というのが作り上げられつつあるものと私は思ひます。すなわち、従来のような

いわゆる移民政策でなく、労働力の単なる移動でなく、開発能力の海外への進出移動によって国際協力を作り上げるというところにはねらいがあるのだと思います。問題は、今、足元に火がついておるこの移住の不振の問題です。この問題に対する掘り下げなり、自己批判というものが、あの答申を見ても、私は、非常に本質的な追及というものがなされていない。むしろ回避されている。今までの実践団体の、この二つの事業体のなわ張り争いだけが、この移住の不振を招いたのではなく、私は昨年の末にヨーロッパに三度目の旅行をいたしました。が、欧州経済共同体の発展に沿って、労働力の不足から、イタリア等におきましても、移民を海外に出すよりも、むしろ海外に出ておる人々たちを呼び返そうというような態勢だし、スペインのごときも、EEC加盟六カ国外にありまするけれども、やはりその労働力というものを欧州共同体の中へ投入しなければならぬという情勢、この六カ国外にあるデンマークのごときも、労働力の不足、特に農業労働力の不足というものが、一九五五年から一九六一年までに、あのような理想的な農業国といわれている国においても、三〇%の所得並びに賃金のアンバランスから、農業労働者というものが都市並びに他産業に流れて行つてしまつて、この対策をどうするかという深刻な悩みの上になつておる。日本の池田高度経済成長政策に伴つて、やはり日本の農民というものが六割ないし七割、十年間に減るということを政府では予見していたのです。そういう状態のもとにおいて、日本の農業構造と

いうものが基本的にゆづられていき、若に青少年の労働力というものがなだれを打つて都市に吸収されていくという現状において、この移民の不振というものが出てくるのは当然だと思ひますが、政府当局におきましては、この、特に昨年度において落ち込んだところの移住の不振、せいぜい、少なくとも一万人なり八千人の移住を考へていたのに、二千人そこそこ、その五分の一度まで落ち込んだというこの急激なる変動、これは単にブラジルのインフレのためとか、ドミニカ移民の失敗だとかいうことだけの、あるいは今までの役所仕事、外務団体がだらしがなかったということだけじゃない。その問題に対して政府はどういうふうな、答申書だけに問題を転嫁しない、政府みずから、どういうような形において、この問題を掘り下げて見詰めているか、それを承りたいと思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 答申にもお示しがありますように、移住というのは、あくまでも自発的なものでなければならぬわけでごさいます。政府のほうで移住に對する計画をきめて、一つの動員目標を立ててやるという性質のものではないと思ひのでございます。あくまでも移住者本人の自発的な発意と情熱が移住の結果させることになるわけでごさいます。政府は基本方針として、これはあくまでも自発的なものである、そういう意図を持つた方々に政府として可能なサービスをしていくというものが基本だと思ひのでございます。したがつて、この移住者の多寡をきめるという力は、政府にはないと思ひます。ただ、今御指摘がございま

したように、国内の経済が成長いたしました。労働力の全体としての需要が大きくなり、あるいは地域的にもいろいろな労働力の不足を訴へるというような事態が起こつておりますことは、御承知のとおりでございます。そのために、移住者が内地で十分、より高い生活ができるというような事情になりました。これも、移住への意欲を減殺するに役立つたということは、一応想定されるわけでごさいます。その経済の成長そのものは、今御指摘のように、技術革新の時代にあつてこれは避けがたい構造的な変革の時期にあるわけでごさいます。これをとめていくということも無理だと思ひのでございます。したがつて、そういう事実事情が移住を制約しておつた状況になつておつたということは、御指摘のとおり、いふまでもないと思ひのでございます。こういう状況のもとで、しからは移住をどう展開していくかという問題でございます。これはやはり国民自らの自発的な奮起に待たなければならぬわけでごさいます。そのためには、政府のなし得ることというのは、過去においてそれが十分でなかつたらみはあつたと思ひのでございます。移住地の事情あるいは移住地の経済をめぐるものもろの条件、それから移住先の国の政策、そういう点につきましてインフレーションを広く国民一般に普及するような努力を通じて、新しいフロンティアを求めるといふ意欲が刺激されるという意味で、私も一段とこの正確なインフレーションの提供といふことに力をいたします。わが国の国民が持つている潜在的な能力を具現する場を新し

く求めようという意欲も、また刺激されてくるのではないかと思ひのでございます。過去の移住政策を回顧いたしまして、こういった方面に努力が足らなかつたということ、それから、移住地の調査という点は、個々の移住者にこれを求めるわけには参りませんが、政府といたしましては、公的な力で十分事前の調査というものを徹底的にして、それを正確に知らして差し上げるという努力をやりまします。ならば、今後の移住政策には新しい新生面が出てくるのではないかと期待されるのでございます。最近私も何回も、日本において食ひ詰めたから行くというふうなことでなくて、相当自覚を持った移住者の方々が出てきていて、この好ましい現象も出てきていて、この努力によりまして、そういう方々の自発的な移住意欲というものを高揚して参るようにつけていくべきではないかと、私は考へております。

○戸叶武君 大平さんの移住政策に対するお考え方というものは、きわめてすなおな一つの考え方でありまが、それだけに、非常に私たちは、外務省のような移住政策の考え方は一番無難で非難を受けなければ、これは品行方正で内容のない、アンビシスなものを持たない、一つの秀才型の青年——そういう青年は移民なんかには行きませんよ——もつとアンビシスな意欲をもつてこのフロンティアの精神というものは私は作り上げられるものだと思ひます。ここで今、外務省と農林省のなわ張り争いというものは、私は非常ににもつと深刻な、時代の考え方の上に

ギャップがあるのではないかと思ひのは、外務省のほうは少しあか抜けておりました。これはホワイト・カラーのものの考え方、移民というものは私はやはりどつちかと申しますれば、後進地域に、未開地といわれるところに、ほんとうにぶち込んでいく靈魂がなければ、この移住という成果というものは上がらないんじゃないかと思ひのです。今のような移住がふるわないようなときに、外務省がどつちかといへばこの指導権を握つて指導しているところに、いよいよ、さつき大平さんが心配したような萎靡沈滞の現象が現われてきたのではないかと思ひのですけれども、そういうふうな、この国民自らの自発的な奮起を待たねばならぬ、いふこともです。それから、政府が引きずるのじゃないかといふことを言いたいと思ひので、しかし、この技術革新の経済変動に伴つて、国内において若い労働力というものが農村から都市に流れ込むというふうなときに、非常に好条件でもって雇用が拡大しているというときに、より優秀な者を中南米の、特に南米の新天地に入れようとするときに、それに対する対策というものは、現地の状態を正確に知らせるといふ程度だけでは、なかなか私はその移住政策というものは伸びないんじゃないかと思ひのです。私はそこいらに、農林省の今までの考え方というものは少し泥くさいところがありますけれども、大体移住というものは泥くさが相つきまといふのです。昔のいわゆる泥くさい大陸移民の時代とは違ふといふことはわかるし、現在のブラジル等でも要求しているのは、初期の移民といわれた時代の移住者たち

と違つて、もつと近代農業の技術を身につけたような人をほしい。それから、そういう農民だけでなく、造船その他の企業の進出においても相当の成果を上げられているように、そういう面も伸ばしたい。いろいろな面があると思います。しかし、私は今の、当面の問題に問題をしぼって言いますが、移住事業団が統合することになったところの、今まであった二つの団体というものの今までのやり方というものは、どこへ行つても非難を浴びせられないところはないのです。人間がでなければ、やっているとがだらしがなくて、国内にあつたら、あんな問題はとうに引き揚げられていると思う。これはどこでも迷惑しているのです。そのしりぬぐいもできない、それで仕方がないし、こちらで陥没させて、ほかかむりして、新しく出直してしようというのが今度の事業団の現実だと思ひますが、あとからも会計検査の手なんかに入つてから、いかにだらしなかつたかというところは、もう問題をなまで取り扱えなくなつた時期に——来年から再来年にどしどし出てくると私は思ひますが、こんな形で、だらしない上にはおかむりだけしていくというやり方は、幾ら積み上げていってもそこからいいものは出てこないのではないか。この際私は、そうした事業団なり何なりが出発するときは、厳しい自己批判の上に立つてやらねえと、サービスとは言ふけれども、外地における移住政策に對して、ややもすると、外務官僚というものは冷淡だ、秀才だが冷たい、とにかくそういう印象が非常に強いのです。私はこのことは言ひづらいことだけれども、率直に外務省の人たちに考

え直してもらわねえと、白い手で移住政策は行なわねえのです。やはり泥まみれになつていかなければ、一つのフロンティアの精神なんというものは私は伸びないと思うのです。そういう点からいまして、大平さんの見識なり人格というものは私は相當尊敬しておるほうで、どつちかといへば、外務省の中で一番荒削りの面を持つておると思ひますが、どうも今のお話なんか聞いておると、やはりしりつぽみの外交だなという感じが受け取れないのです。衆議院段階でも、相当田原氏なんかともいふ言ひづらいことを言つておるようですが、私はもつとなまの材料を持つていますから、今後矢つぎばやにそういうものは出していきたいと思ひますけれども、もう人間の問題——人つくりと池田さんと言つておるのですけれども、偽善的な、体裁的な、形式的な、見てくれ的な人間が中心では、移住政策は失敗する。ほんとうにこの問題に對して情熱を傾けていく人を中心とするというところをほんとうに外務省でも農林省でも考え直さないと、これから現地からも引き揚げられてしまふと思ふ。問題は——三十七年度の問題にしろりますが、政府は一万名から八千名を予定したところが、二千二百一名に減少した。その減少した原因の一つに、日本の國際的な波動の中のひとつであります。高度経済成長政策のもとにおける農村からの労働力が都市に流入して、移民のはうに向けられなかつたというのが第一の理由であつて、第二の理由は、やはりブラジルなどのインフレや、ドミニカ移民の失敗の問題の心理的影響、第三がやはりお体裁だけではできておつても、ほんとうに受

け身の形において、消極的な形において自発的な意思に對して協力するといふようなへつぱり腰の移住政策、私はこれが三位一体となつて不振の原因を作つたと思ふのですが、大平さんはどのようにこれを考えておられますか。さつきのお話は抽象的ですが、もつと具體的に掘り下げてもらいたい。この問題を中心としてやはり問題の展開が出てくると思ひます。

○国務大臣(大平正芳君) 高度経済成長に伴う労働力の相対的な不足という状況は、戸叶先生御指摘のとおり、最大の原因であつたと思ひます。なお、御指摘のように、ドミニカの移民政策の不始末、これも心理的な影響として深刻に響いたと思ひわけでございます。御指摘のとおりでございます。最後の点で、ホワイト・バンドじゃいかぬ、もつと泥くさくさということでございますが、私は、移民政策といふのは本来ホワイト・カラーのもてあそぶところではなくて、あなたが御指摘のとおり、移民という仕事に生涯をかけてやるという人、人の問題だといふ御指摘は、そのとおりだと思ふのでございませう。その熱意に欠けるところがあつて今日のような事態を來たしておると申し上げなければならぬことを、きわめて遺憾とするわけでございます。

それから、在來の移住担当機關の運営といふことについていろいろな問題があります。私も、私も承知いたしております。もともと、こゝろいふ公営といふ一つの経営の方式といふものには、それに内在する、本来も避けがたい非能率性があるわけでございます。これはひとりと移住關係の事業、実施機構だけを責めるわけにいかないと思ひます。能率の点から申しまして、モラルの点から申しまして、こゝろいふ事業形態には、えてして、そういう弊害を伴うものでございまして、われわれが見ております移住実施機關といふものも、その例外ではないと思ふのでございませう。そこで今御指摘のように、そこに人的な核心が要るわけでございます。そういう情熱を持った清新な人材をもつて、しかも自主的に責任を持つてやつていただくという態勢に今度いたしたいということになります。今までの弊害を可能な限りためるために、私も最善の努力をいたすべきと思ひわけでございます。そのことは同時に、政府が一生懸命にならなければいかんわけでございますが、政府の一生懸命になり方が問題だと思ふのでございませう。一から十まで官庁的なコントロールをするなんという在來の役所のやり方では、とてもいかにと思ふのでございませう。やはり問題は、事業団を作りました以上は、事業団に責任を持たせる、自主的に彈力的に活発な活動をやらすような環境を作つてやらねえといふかと思ふのでございませう。はしの上げ下げまで一々役所が干渉するようなことはないかと思ひます。したがつて、私は、外務省といふところはできるだけ移住の実務から手を引くべきだと思ふのです。こゝろいふことは専門の方々にはまかすという氣持にならぬといふかん、外務省がそのようにすることによつて、ほかの省もまた外務省の真意を理解していただくことになつて思ふのでございませう。他

の省にいろいろ私どもが注文をつける前に、まず外務省自体が一べんこで顔を洗つて出直すというようにやりたいという趣旨のものも、今、先生が言われた人の問題に歸するのじやないか。そして同時に、その情熱を持った人が十分自主的に活動ができるような環境を作るためには、政府としては、はしの上げ下げまで一々干渉するやうなことをしなさいということが大事だと私は思ひます。

○戸叶武君 大平さんが、外務省みずから顔を洗つて出直すというまでの思ひ詰めた決意をされて出直してくると思ひますけれども、これはいづれにしても、それ自体、取りよりによつてはいけけれども、片方においては、なるたけ責任をとらない方法で、自主的といふ名前で、その自主的団体たるべき事業団の人事の問題が問題になりますけれども、今までの既存の二つの団体のためめだつたのは、古手官僚のこれは眠りどころで、全く食いつぶしをやられてしまつた。そして、その取り巻きの人は人を見る目がないから、茶坊主的な内地の食い詰めのものが集まつて、そして結局さんさん食ひ荒らされてしまつた。こゝろいふやうな態勢で再び自主的な形においてためめをやられた日には、国は目も当てられない。そこが私が一番心配するところなんです。外務省なり農林省がずいぶん長い間のいがみ合ひみたいなことは、ほんとうは移民には御迷惑だけれども、外務省も手を引くからほかの手を引けという形で、しかも、その自主的な責任の主体となるべきところの事業団のスタッフというものが前の二団

体のようなことになってしまったら、今度は一体だれが責任をとるか。外務大臣だけが、監督だから、責任は全部とることになるでしょうが、そのときには大平さんは外務大臣でなくなってしまう。私は日本の移住政策にはこういう悪循環が今後つきまとうのじゃないかと思っています。

そこで私は今の海外移住の現状について大臣から承りたいのですが、今、人によっていろいろ、また役所の統計においても全部違いますが、ラテン・アメリカ—中南米が主のようですが、中南米だけでも七十万の日本の海外移住者があるというふうに聞いておりますが、海外移住者の数は現在どうなっておるか、一、二、三、四、五くらいのおもだったところはもうなくなっておるか、これをお知らせをいただきたいと思っています。

○政府委員(高木広一君) 大ざっぱに申しまして、南米に五十万おります。それから、北米、カナダを入れますと四十四、五万。南米五十万のうち、ブラジルが四十三万あります。それから、ペルーが五万あります。それから、アルゼンチンが一萬三千ないし五千、これは二世も入れます。それから、パラグアイに六千、これはほとんど全部戦後行った者でございます。それから、ボリビアが約二千ぐらいあります。それから、最近では参りませんが、メキシコが六千ばかり、まあ大ざっぱに申しますと、こんなところでございます。

○戸叶武君 その数字を見ましても、とにかくブラジルが非常に比重を持っているわけですが、ブラジルは御承知のように混血の世界であり、二十一世

紀の国ではないかと言われているほどの一つの混沌としたながらも前進している国家ですが、その中へ海外移住者が三十七年度には二千二百一名、ブラジルだけじゃないでしようけれども、海外移住者が全体で二千二百一名、そのうち三百八十六名は沖縄県人、その二千二百一名中の呼び寄せ移民が八百五十一名、公募自営が五百六十、公募雇用が四百六十四という微々たるものであります。ブラジルには一体三十七年度にはどのくらい行っておりますか。

○政府委員(高木広一君) ブラジルには、渡航費貸付の移住者は千八百三十名行っております。

○戸叶武君 その千八百三十名のうちにおける呼び寄せ移民といいますが、緑故移民はどのくらいですか。

○政府委員(高木広一君) ちょっと今即席で申せませんが、約八割強と考えていたのだと思います。

○戸叶武君 これを聞いてもすぐわかるのですが、現地に行っても、移民の一番安全なのは呼び寄せ移民である、緑故移民であるということも現地の人は強調してくるのです。今までの程度の低かったと言われている時代のブラジルにみんな入って行っても、長い間どろどろ一人いなくなった、人殺し一人いなくなった。それが戦後になつたら変な者が出てきた。日本人というのは昔は尊敬されてきた。とにかくブラジルへ出て行くような人は日本の最低の層であらうと言われる者の中に、どろどろ一人出ない、人殺し一人出ない、こんなモラルの高い国民というのはどこにあらうかと言われるくらい尊敬されてきた。ところが、戦後においては、

洋服なんかつばなものを着てくるけれども、非常にラフで、すぐ人の首を絞めてしまつたり、あるいは銀行へ入って強盗をやつたり、それで、ほかで驚いてしまつて、これでどういふ選定をやっているのだらう。選定というよりは、日本の戦後における荒廃がそこに反映しているのだと思いますが、そういう関係から、しつかりとした緑故移民でもって移民は送つてもらいたい、それから、単身でなくて、なるたけ家族単位で送つてもらいたい、若者でも奥さんと一緒に来られるようにしてもらいたいというものが、みんな異口同音のこれらの人たちの要望です。そういう形において、ブラジルあたりには今では非常にコロンビアの組織が発達し、またコチア産業組合を初めとして、いろいろな農業協同組合の基盤というものできて、私は、日本の農協のボス支配から見ると、ずつとりつぱな協同組合ができてきていると思ふのです。そういうところにおいて活動の場というものはずつと広がってきておるのです。そういうところの一つの受け入れ態勢というものができてきているのですから、そういうところとの結びつきというものを重視していくことが、日本の移住を振興させる上において一番手つと早い、一番能率的なやり方ではないかと思ひますが、外務大臣はどうお考えですか。

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおり心得ております。

○戸叶武君 ところが、今度のいわゆる移住者の八割までが農業移民であり、去年あたりの移住者の八割までが呼び寄せ移民であるというふうな現状にあるのにもかかわらず、この海外移

住事業団は外務大臣の専管ということになっております。これはおそらく私は、外務省が農林省だというのがよくなくて、とにかく外国に移住者が出ていくことであるし、外地のことであるから、だからこれは外務大臣の監督ということにしようということになったのかと思ひますが、この辺の事情は、私よりも本人の大平さんが一番詳しいと思ひますが、どういふ経緯でそうなったんでしようか。

○国務大臣(大平正芳君) 私、経緯は詳しく存じませんが、移住審議会の答申で、多数の方がそういう説であつたので、そのようになったと聞いておるわけでございます。

私の考え方としては、移住行政が外務省になければならぬとは考へておりません。今御指摘のように、政府は一つですから、どこにあつても私はいいと思ふのでございまして、外務省がどうしても専管の権限を取らなければならぬのだというふうなやほつたい考へは毛頭ございせん。ただ、この御答申で多数の説がそうであつたというところであれば、私どものほうとしても最善を尽さねばなるまいと思つてゐるわけでございます。そこには権限をむさぼり取るというふうな根性は毛頭ないのでございまして。非常に虚心たなかいでございまして。

○戸叶武君 大平さんの心境からいえば、そのとおりだと思ひます。しかし外務大臣、農林大臣の了解事項といひますか、今年の二月一日に行なわれた了解によると、一、海外移住事業団の監督は外務省一本で行なう。二、事業団と別に農業者の海外移住に関し農協等が行なう移住者の募集、選考、訓練の

監督は農林省が行なうと、こういう了解に達したということですが、前のほうはわかりましたが、二のほうのこの了解は何を意味するのですか。

○政府委員(高木広一君) 海外移住推進あるいは援助に關して国が行なうべき一般的な努力は事業団を通じて行なう。しかしながら、民間の活動も大いに活用しなければいけない。国内におきまして、また先ほど戸叶先生がおっしゃいましたように、現地に於ける民間の活動も大いに活用して、タイアップしていかなければいけない。そういう意味におきまして、国内で農協が農村の立場から特殊に移住を推進する仕事もあり得る。農協は民間団体でございますが、これは監督官庁は農林省でございます。これは農林大臣が行なう、こういうことでございまして。

○戸叶武君 これと農林省設置法の農政局の事務、すなわち第九條二十の「農業者の海外移住に關し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なう」といふ、それとの關係はどうなつておるのでしょうか。

○政府委員(高木広一君) 海外移住をいたします場合、ほとんど全部の方が従来では農業移民として出て参ります。實際は農業移民でなくとも、便宜上農業移住者という形で出ていく場合が多々ございまして。大体従来見ておりますと、都市から半分、農村から半分というところでございまして。農村にいる農業者は、これは農協に關係をしてゐるわけでございます。それから、都市から参ります者の中には、農村から流れ出て都市生活をしておられる、農業と離れた、かつて農業の経験あつた

人、あるいは自分の家は農村であるけれども、自分は何ら関係がないというような方々が、あるいは農業者として、あるいは技術者として海外に出て行くわけでありまして、したがって、農協の範疇の農業者につきましても、これは当然農林省の設置法のおり、農林省の管轄でございます。しかし、都市から出て行く者については、これは当然農林省の管轄外でございますから、事業団が行なう、こういうふうに考へております。

○戸叶武君 さつき読みましたが、「農業者の海外移住に關し、その募集、選考及び教育並びに移住地の調査を行なう」と、この「移住地の調査を行なう」まで全部生きているわけですか。

○政府委員(高木広一君) これは農林省の設置法の解釈自身は私存じませんが、従来の経緯を申しますと、海外移住地の調査は、外務省、農林省両方から参りまして、外務省が団長になります。これは大蔵省の要求であります。一本で行かなければいかぬということ、で団長になりまして、農林省の専門家がこれについて、そして移住地のいろいろの農業調査をやったり、あるいはほかの省からも加わって、広い調査を行なうということでございます、それをを行なうことが今の設置法のあれではないかと思ひます。

○戸叶武君 今までの慣例はそのとおりと思ひます。問題は、事業団ができてからのことがこの法案をめぐつての論議であります、今度事業団ができた場合においてはどうかなるのですか。

○国務大臣(大平正芳君) この農林省と外務省の間の関係の分析でございますが、私はこのようにまあ了解しておるのでございます。

この移住政策というのが、今まで進展の過程にあるわけでございます。ですから、今度出しました事業団の法によつて、これが最終的にちゃんとなるわけではなくて、これは一つの改善の方途だと思つておるわけでございます。移住を振興させていくという目的に對して、どういふ手段が考へらるべきか、それは考へなきゃならぬたくさん問題があると思ひます。今日、事業団を発足させるにあたりましては、御承知のように、農林省の設置法というのがあります、農林省は農林省の権限を持つておる。この事業団法の制定にあわせて農林省の設置法の改正案を御提案申し上げておるわけではございません、農林省は農林省として固有の権限を持つておる。それと、それぞれ予算を持つて移住の方に配賦いたしておる状況でございます、そこを一元化して参るということ、今までまだ参つていないということ、戸叶さんも御認識いただけたらと思ひます。今度事業団ができて、私の願ひとするところは、この事業団が自主的に責任を持つてきびきびやつてもらいたい、したがつて、役所の干渉はできるだけ少なくしたい、ほうがよろしいという考へ方ではないかと私は考へておるわけでございます。したがつて、これはまあ相当働けるじゃないか、相当信頼ができるじゃないか、きびきびやるじゃないかという信用を、この事業団自体が打ち立てて参りますと、農林省にいたしまして、外務省にいたしまして、この事業団

に移住のことは原則としてまかせていいじゃないかという空氣になつておるのでございます。そうなつて参りますと、本来の移住行政が地についてくるところでございまして、今まではまだ過渡期でございまして、法律もそうなつておりました、予算もそうなつておりました、今これを全部一元化して参るといふまでは、まだ至つていないわけでございます。これは外務省に對する信用の度合いの問題もありまして、事業団が一体どんなものになるのかということのしんが万事のもとなつておると思ひます。今日、それで、今度は信用ができるようなものができると、だんだん移住行政機構というものが一元化の方に行くんじやないか、農林省も理解をしていただけるのじやないかと思つております。しかし、今度できたものがまた依然として旧態依然たるもので、どうにも使ひものにならないということになれば、またこれは外務省が專管するなどということは、もう一ぺん考へ直さなきゃいかぬというふうなことになると思ひます。問題は、この事業団を丹精をこめて作りまして、これが信用を得るようになりつぱな活動の実績を示すように一応みな努力してみようじやないかというものが、今の段階における考へ方でございます、この成長の度合いにより、信用の度合いによりまして、今後政府が移住行政機構としてどうあるべきかということを考へる目安になつてくるのじやないかと思つて、当面この事業団をりつぱなものに仕上げるということに努力の焦点を置いてやつていきたいと思つております。

○戸叶武君 大平さんのような配慮を持つて運営されれば、あるいはうまくいくかと思ひますが、一元化というものを打ち出したが、実態は今一元化の過程にあるのであつて、その一元化がで上がるまでの間に、今のような事業団のあり方だと、よほどりつぱな人が中心にあつてしかりやつていないかと、私は大体もみつふされちゃらうと思ひます。これは運営の面が一番重要だと思ひますが、そういう形において、まあ大平さんが外務大臣である限りにおいては、今までの慣例も、あるいは、そういうことをいろいろ生かそうとするでしょうが、しかし問題は、この一元化を目ざしているが、一元化の今過程にあるんだというこの事実の上に立つて見るときに、海外移住のために政府の各省から出されておる今の予算というものが非常に問題になつてくるのでありますが、現在政府から、海外移住に關する予算は、外務省移住局関係だけでなくて、農林省なりあるいは建設省なり、労働省なり、いろいろのところから出ておるやうですが、大体それはどんなふうになつておりますか。

○政府委員(高木広一君) 外務省の予算だけ申し上げます。外務省の予算は、昭和三十七年度は、移住振興費総額十三億八千六百万円でございます。これが昭和三十八年度は十億五千七百万円になつております。表面三億減つたように見えますが、実は昨年度の渡航費貸付金が約六億使はずにこちらへ移つてきておりますので正味十六億、実質的には三億の増になつております。そのうち、渡航費貸付金というものが、これは現在八千名と予定して

○政府委員(斎藤誠君) 農林省で計上して御説明申し上げます。三十八年度におきまして一億四千万円の予算を計上いたしております、そのうち、本省の移住関係の経費、あるいは講習費等を約三百五十万円計上いたしております。それ以外は、一億三千七百万円程度のものは、補助金でございます。いまして、これは府県に對する補助金と、それから農業移住に關する補助金と、それから約半分の七千四百万円は、これは各府県に拓殖基金という制度を設けております。約三十七協会でございます。

この拓植基金で、移住しようとする人が財産を整理し、あるいは移住のための資金調達をする場合に農協から金を借りるといった際に、基金が債務保証をするわけでございますから、その基金造成のための補助金として、今申し上げました七千四百万円を計上いたしました。その残りの六千三百万円が、これが今申し上げました都道府県に対する補助金、海外協会あるいは農協関係の移住に関する活動の補助金、そういったものを計上いたしているわけでございます。

○戸叶武君 外務省と農林省のだけは承っているのですが、移住行政の一本化と言ふには、その他の各省にわたるものも一応外務大臣のところへ今度は監督なり統括がされるのじやないかと思ひますが、大平外務大臣が言われているように、今過渡的な段階にあるのは事実でありますけれども、今度は予算の概算要求期にだんだん入ってきますけれども、来年度からは、そういう予算関係も各省との連絡の上に立つて外務省が全部統括してやれるようになるのですか。それとも、今までの、外務省なり農林省なり労働省なりあるいは建設省なりがやり来たった方式を踏襲していつて、その上に調整を行なうのですか。その関係はどうなるのですか。

○政府委員(高木広一君) 従来のあれを申しますと、農林省は今御説明のあったような予算がございまして、建設省がやはり産業開発青年隊に出しているのです。これは海外の費用は、外務省の海外協会連合会の予算としてついでございまして、それ以外の省には移住関係の予算はございません。それで

来年度からの予算につきましては、移住についての一般的な推進として事業団が一本になっていきますから、事業団の予算につきましては、関係各省と基本方針を御相談して、そこから予算も出てくると思ひます。基本方針を授け、事業団のほうでいろいろ事業計画を作り、そしてそれをもとにして予算案というのが出てくる、これが基礎になっていくと思ひます。それから、まだ農協関係が移住推進を現在やっておりますから、それは農林省に依然としてつくんだらうと思ひます。なおそれ以外に、たとえば炭鉱離職者の場合、これは本年度からすでに進められておるわけでありまして、炭鉱離職者で海外へ移住せられる方には、一家族約二十万円余りの移住促進費用といふようになります。こういう補助金がつくことになりました。また、農林省のほうは、内地開発の方々が海外へ移住せられる場合に、やはりそれと似たような補助金が行なわれる。これは、それぞれの炭鉱離職者とかあるいは農業者の事情に応じての各省それぞれの施策でございます。このういふものは今後とも独立していくのではなからうかと思ひます。

○戸叶武君 森さんがお待ちです、私はまだ質問がたいぶ残っておりますが、午前中に大臣に質問したいという御希望を持っておりますから、私の質問は一応ここで途中で中断いたします。森さんの質問にかわつても構はないと思ひます。今の問題に関連しても、まだ私は質問したい点があるというところだけを保留しておきます。

○森八三三君 ただいままで戸叶委員と大臣の間に質疑応答がありまして、それを聞いておりました非常に奇異に感ずるのです。と申し上げますのは、移住政策については、これは国として立てるのですから、これは一本のものであつて、各省がどうこうというものでないと思ひます。その国策に準じて各省がそれぞれ行政的な立場で仕事をやりになる。それは別に外務省がどうこうしようというものでないといふことが大臣のお答えではつきりした。ただ、実務を今回の事業団法において一元化しよう、こういうことのように承りますが、そう理解していいんですか。

○国務大臣(大平正芳君) さうでございます。森八三三君 そろそろと、事業団の行なう実務の一元化といふものの一体内容はどういふものなのか。非常に大切な移住の仕事が、国としても非常に力を入れていられやいますにもかかわりませず、最近だんだんと不振をきわめておる。その原因が、今の戸叶委員の御質問に対する大臣のお答えでは、非常に国内の産業、経済が高度に成長してきた、その結果として労働力が枯渇すると申しまするか、移動をした結果、移住のほうに振り向けられるであろう労働力といふものが、非常に減つてきた。もう一つは、人選が必ずしも適切ではなかつたといふようなことなんかあげられておりますが、私はむしろこの移住の業務が非常に不振をきわめておりますゆえんのもの、現地の実態調査といふものが必ずしも十分ではなかつた。端的に申しますれば、非常にまずかつたという点が一つ言へると思ひます。

それから第二の点は、ほとんど九十パーセントのものが過去におきましては農業移住であります。農業移住でありますから、現地に行つたあとに農業経営がなければならぬ。それが、計画の不備とか、あるいはそういういろいろな情勢に達します間における資金の手当が非常に不十分であつた、あるいは農業についての指導について万全の対策といふものに欠けるものがあつたといふことのほうが、むしろ移住の仕事、特に過去における実績が農業移住といふものが九十数パーセントを占めておるといふ実績から考へて参りますと、そういうことではなかつたかと思ひます。といたしますと、事業団が設立せられて、私の申し上げますようなことが移住の不振をきわめてきた一つの大きな内容のものであるといひますれば、その説明がなされなければ移住の仕事が進展していきつたといふわけには参らぬと思ひます。実務を一元化するといふこととてそういうことが達せられるとお考へかどうか、私は農業移住でありまして限りにおいては、やはり専門的な技能を持った人が一貫してそのことのめんどろを見ていられる立場をとりませんと、たとえばお役所的に渡航費を貸付するとか、一定金額の資金を貸付するといふことで、ほうりつぱなしにしてしまふといふことは、この成功を期するといふわけにはいかぬと思ひます。そこで、お尋ねいたしました事業団が、国策として樹立をされておる移民政策を受けて、各関係省庁が行政的にそれを推進していく。それは別に統制をし

の後に生まれてくる実務について一元化する。その実務について一元化する場合に、今申し上げましたようなことが、私は移住の一番大きな隘路であつたと思ひます。不成功の原因であつたと思ひます。そのことをこの事業団がつがなくなつていくという確信が持てるのかどうか。そのことを説明しなければ、ただ形の上で二つの機関を一つにするといふことだけでは、私は目的を達するといふわけにいかぬと思ひます。その点はどうかでし

○国務大臣(大平正芳君) 仰せのとおりでございます。事業団で実務機構を一元化するといふ方針ですが、これはまだ十分できておりませんが、先ほど申し上げたように、これは中央機構だけ一応でき上がるわけでございます。地方のほうをどうするかという問題は、今後の問題になると思ひます。といたしまして、事業団と一緒に一元化してやるほうがいいといふような空気にだんだんなつてくれば、これは一元化の実が上がつてくると思ひます。といたしまして、これは今からの事業団の作り方、活の入れ方によると思ひます。といたしまして、今御指摘のように、調査にいたしまして、一休それでは今度できる事業団が十全な能力を持つて十分やれるかどうかといふことにつきましては、私は確たる確信があるかといふと、それは今私はございせん。問題は、事業団にそういう有為な人材をできるだけ包摂いたしまして、役所が心配しなくてもできるような状態になることが理想でございますけれども、しかし、限られた予算、要員の中では

回してしまつて、そうして変な格好のものが起きがちです。ですから、私は繰り返してお尋ねいたしますが、事業団というものは、各省庁の国策に準拠して行なう移住のことについて、それを援助をしていくという立場に立つと同時にまた、自分自身が直接におやりになることは、これはもうあたりまえであります。これはもう業務がいわゆる事業団に一元化される実務の内容である、こういうふうに了解したいのですが、よろしくごさいますか。

○国務大臣(大平正芳君) 非常にすぐれた御見識を伺つて、私も非常にうれしく存ずるのです。

私は、外交をやる場合には、今、森さんが言われたような考え方でおるわけです。たとえば、外務省には霞ヶ関に外交が一元化されなければならぬという信念があるのです。しかし、それは外務省が排他的に、外交はおれがこの手でやるのだというふうなことで、その実は上がらぬので、各省はもとより、民間におきましても、十分国際マインドになつていただくようにサービスをすることによつて、初めて外交の希望が上がるのだということ、かねがね外務省の諸君に私はきびしく訓示いたしておるわけでごさいます。そして、移住につきましても、今事業団の運営、指導にあたりましても、そういうことではいかなければ実益は上がらぬと思ひます。仰せのとおりは考え方、呼吸で指導に当たらなければならぬものだと思います。

○森八三三君 そうしますと、これは別に私は各省庁のなわ張り争いをどうこうというのを考えて申すのではありませんけれども、戸部委員も御

質問のごさいました、今までの経過が農業移住が九〇%を占めておるといふことからありましよう。今回の法律提案に関連いたしまして、外務大臣と農林大臣との間に覚書が成立しておる。同時にまた、国会の議決を経て、各省の部局等についての分担事務についても、それぞれ設置法によつてきめられておる。この二つの間に文字の上で現われておるものを見ますと、多少相違があるように思ふのです。設置法は、これは国会の議決を経たものでありますから、かれこれ申すわけには参らない。両大臣間の覚書といふものは、これは別に国会の議決を経たものでございませぬ。両大臣間のお心持がここに歸一をしたといふことであつて、今後そういう方針でやろうといふことであらうと思ふ。そのことがいいか悪いかといふことでなしに、その間に、文字の上に現われておるものを見ると、いと、相違があると思ふのであります。しかし、この相違は、今私のお尋ねいたしました、大臣の非常に乗乗の立場に立つてこの移住の仕事を推進していこうとする気持です、その気持が貫かれて参りますれば、私は、こんな文字に書かれたものはあつてもないとして論ずることはありませぬ。お答えになつたようなそのお気持が実際の行政の面を通じてずつと浸透して参りますれば、それでもう目的は達成されるし、変なことは起きませぬと思ひますので、それでけっこうと思ひます。ただ、文字の上に出てるものと、とかく大臣の気持がななしに、下のほうに行つて事務的に扱われるときには、こういうものが振りかざされて、どうだこうだといふような議論が起き

る場合が多いですからね。そこで、この設置法の九条といふものと両大臣の覚書といふものとの間に違いのありますることは、やはり設置法にきめられておる国会の議決を経たものが、これはやはり外的には、外部に向かつては意味を持つのだと、こう理解をすべきであらうと思ひますが、そういうことでよろしくごさいますか。

○国務大臣(大平正芳君) 当然そうでございます。農林省設置法の改正案を御提案申し上げておるわけでごさいます。農林省にそういう固有の権限があることは当然だと考えております。ただ私は、政治の問題として考えますのに、移住政策といふものは一つの進展の過程にある。で、今の体制全体を評価いたしまして、これで国会の承認を経ておるからこれがベストであるといふように、政治の問題として自由に考へてみた場合に、必ずしもこれがベストであるとは思ひませぬ。問題は、移住の振興をはかるといふことをどうしてやるかという政治の問題があるわけでごさいます。それで一応手始めとしてこういうことをやってみておるわけでごさいます。これをうまく運用していきまして、農林省初め各省と呼吸が合ひまして、もつともまい仕組を考へよう、場合によつては外務省からは少しらしいじやないかと、議論があつてもいいと思ひます。ただ問題は、移住振興が円滑に行なわれていくことが目的でございませぬ。その目的に沿うようにできるだけ自由満ちた考へていくといふようにあります。そして権限といふ

ような問題を問題にするようになる、これはあまりいい状況じやございませぬ。もう農林大臣とお話したような気持でやつていけば、そこなくやつていける、またそうしなければならぬと私は思つております。

うことが、他日問題を起してはなりませんので、そこで私前段申し上げましたように、国策に基づく移住につきましては、各省庁がそれぞれの行政を通してやるんだ。そのことに對して事業団が十分援助を与へ、アドヴァイスをしていくといふことであつて、それを事業団が、おれの関門を通らなければいけないといふたようなことをやらぬといふことではつきりはいたすのでありますけれども、前段のほうではつきりしたものが、あとのほうで書いたものが違つておると問題を起す、こういう心配を持ちますので、前段の質問で尽きてはおりますけれども、念のためにお伺ひしたのでございませぬ、これは前段のお答えが優先をする、そういう精神で行なわれるんだといふことで了解をいたします。そういういたしますと、この事業団の行なう業務といふものが二十一条以下に規定されておると思ふのです。二十一条の「事業団は、第一の条の目的を達成するため、次の業務を行なう」といふところに、今大臣からお答えを願ひましたように、今大臣について、項を設けての明示はないんです。ただ、第十一号に「前各号に掲げるもののほか、第一の条の目的を達成するため必要な業務を行なう」と、ここに包括されてくることになると思ふんです。事業団が直接国策に基づく移住の実務をやつていくといふことは、二十一条の一項の一号から九号まででさうにすつと規定をされる、そして十号にもう一項ございまして、最後の十一号に、このほかに、移住目的を達成するために必要な業務を行なうと、その中に、各省庁の行なう行政のもとに進められて参ります団体等の行ないま

審議会の答申の外でもなく、それ以上のものでもなければ、それ以下のものでもないと言われた、これはよくわかるのですけれども、どうもその点がまだ踏み切りが足りないような感じがするのです。お話によると、衆議院の附帯決議もございまして、次の通常国会には移住準備基本法的なものを出しになる、しかも、その骨格も大体できてくるようなお話ですけれども、本来ならそれを何って、必ずしも審議会の答申だけでなくて、それを参酌した政府一体としての基本方針を何って、その上に第一の法案としての事業団を審議をするのがほんとうじゃないかと思うのです。これは単にそういう原理的なことを申し上げるだけじゃなくて、どうも多少調べてみると答申そのものがまだまだ非常に不徹的なのではないかと、したがって、政府の移住というものの対する考え方についても、一面においては、従来のものから新しく脱皮していかうという面は、過渡的な時代であるから、ある意味では当然かとも思うのですけれども、棄民とか、単に労働力の移動というようなことじゃないという方面を強調しながら、まだ農業者の定着というような今までの観念に相当やはり移住の重点を置いておるし、置き過ぎていないかという点が非常にばらばらだという感じがするわけです。たとえは、政府から出資したものはないのですけれども、もしこの際、一応移住審議会の答申そのものに即して言う、まず根本理念としては、要するに、先ほど申し上げたように、単なる労働力の移動ではなく、開発能力の現地移動である、あるいは国民に海外に創造的な活動の場を与える、そう

して相手国の開発にも協力し、世界の福祉にも貢献し、同時に、日本と日本人の価値を高める。これはいいことばかり並べ過ぎたような感じがする。その限りにおいては、大体新しい方向へ行こうということもよくわかる。全く同感でございます。しかし、同じ答申の中で、それじゃ今度は「移住者の定義」というところを見ると、やはり定着の目的での渡航者を原則とする。これはもう従来の観念からしてそのとおりだろうと思えますけれども、同時に、一定期間生活の本拠を移すいわゆる進移住者——についても、類似性がある場合には移住政策の対象に加える。定着ということを言っておきながら、一時的にも本拠を移すものは大体対象に加える。そこがどうもあまりすっきりしないような感じがする。特に一番重要な点と思われるのは、国際的な面においては、移住というものが、対外援助政策の面を持つていこうと、うたつておいて、たいへんけつこうだと思いますが、「対外援助政策としては、経済協力、技術協力政策等と並列、協調の関係に立つ」と——並列、協調の関係に立つ」と言つて、そこから先の総合ということについては完全に逃げておる。どうなるのか。経済協力という観点から、やはり単なる農業者中心の定住主義ではなく、そこに総合していかうということなのか、それとも根本理念でうたつておることがハイカラ過ぎ、現実の姿としてはやはり農業者の定住中心でいくということなのか。そこら辺のことが、海外移住もある、外においては海外経済協力の面もある、別に技術協力がある、ただ並列、並記しただけで何らの総合性もないのじゃないか

という感じがする。それから以下が、この点は特にあとで農林大臣にも伺いたいと思つておるのですが、一体政府の移住政策の基本方針というのは、答申は何を言つておるかというところ、移住政策は、国内における経済構造の変動に伴う諸施策と密接な関連をもつて推進せらるべきである。そんなことは、雨が降るときは天気が悪いのと同じこと、あたりまえのことなんです。問題は、これだけの経済構造の改革があり、しかも、日本の農業政策の一番大きな基本方針として農業経済構造改善を最重要として国内でやろうというときに、そういう中から見たら、一体海外移住というものはどの程度のウエートをとるか。これだけのことを浮き彫りにしてこそ、私は積極的、建設的な意義があるのじゃないか。まるで政府に答申した審議会の文句を言つておるのじゃないかと思ふが、外務大臣が、それ以上でもなければそれ以下でもないと言われる、しかも、基本方針のアウト・ラインをお示しにならないので、実はせつかくこまで来て仏作つて魂入れざる感がしてならないわけなんです。そこで、いろいろ自分の意見ばかり申し上げて恐縮であります、私の申し上げたいのは、やはり非常に基本方針が、棄民だとかあるいは単なる労働力の移動だとか、その土地に移つておる農民にあれをただ与える、国内の何といふか、経済、社会の条件から外に押し出していくという観念から脱却しようと思つても、それがまだ非常にその点が脱却し切つてないのじゃないか。私はその意味で、まず外務大臣には、この際竿頭一歩を進めて、一体もっと海外経済協力という観点

ならその観点から、定住であらうが短期であらうが、やはりそういう観点に焦点を合わせた移住というのを考えていくことも一つの行き方じゃないか。あるいは、むしろそういうことでなくて、経済協力というのを、きれいにいって、日本のむしろ海外に対する一つの発展なんだ、海外経済発展の一つの現象としてとらえるならば、特に、やれ農業者だ、やれ今度は技術者だといふ考え方もおかしいのであつて、主として労働力の移転ということを考えて、やはりこれは商業あるいはプラン輸出、一種の企業進出、それから海運、航空あるいはさらに続いては今後保険事業等も海外進出するとか、そういう海外経済進出という観点からやはり総合的に考えられていくのじゃないかというふうな気がする。そういう点に全部総合して、なおかつそれでもこの移住という問題については私は位置づけがあつていいと思ふのです。単なる従来の観念にとらわれないで、しかし、何か一向にその総合のほうはせずに、お化粧がえだけして、新しく海外移住だ、海外にフロンティアを発見する。まるでケネディばりの平和部隊でいくなら、これはむしろはつきり海外経済協力ということを主にして、向こうに日本人が居ついてしまつていくというふうなことは、大量の日本人を向こうに移住させて、定着させて、向こうの国民として送り込むというふうな面は、非常に薄れていく。それと短期に行くのとは、もう質の違いじゃなくて、滞在の時間の違いだといふふうに、対外経済のほうに焦点を合せてもいいんじゃないかという気がするのです。そういう点のあれは一体どうなつていくのか、これが伺いたいです。特に、やはり労働の移住という点だけは、非常に短期でもこの中に取り上げていくようです。だから、西ドイツに行く炭鉱労働者、あるいはアメリカの短期移民、移民じゃない、農民ですね、農業。これなんか、実際おそろく移民的なセンスで考えること自身がおかしいんだと思ふんですけれども、ほんの短期間で勉強してくるということだろうと思ふのです。こういうものは、ちゃんといわゆる移住の中に、短期的な移住——短期移住者というのはいさぐんおかしなことで、短期移住者と永住者と分けてある。無理やりにこの中に入られてある。そういう点が非常にはつきりしてないように思ふのです。そこでやっぱり何とかうまいことを言つけれども、依然として移住というものを、過剰労働力を何かお化粧だけ直して外国に出すんだという面がまだまだ非常に残つていふんじゃないか。この法案にはないかもしれない。審議会の答申も脱却してない。政府の施策も、おそらく最近まで振興会社等がやつておつた事業も、そういうことになるんじゃないか、こういうふうな気がするわけなんです。そこで、外務大臣からは、そういうほんとうに基本的に考え直した観点に立つても、なおかつ、特に南米の特定な国では、確かに日本の国民が農業その他の事業で、ある種の新しいオポチュニティを与えられることがあるわけですから、そういうもので移住というものを従来の慣習を尊重しながら、やはり移住政策というものを、移住振興事業というものを特別のワケを作つて、こういうふうにはつきり経済

ういゝ意味から考えまして、日本としてはどうしても海外移住というものは力を入れてやらなければならぬと考えておる。ところが、現実の日本の今の海外移住の姿というのは、先ほど来森委員からも述べられましたように、また皆さん方のお考えになっておりますように、農業移民というものが大半であるというのが現実であります。私は、もう少し移住政策は進めなければいかぬと、こう考えておる。であります。現実の姿は、今農業移民が主たるものである。しからば、わずかな農業移民というものを出して、それが一体今やっております農業構造改善にどれだけの役に立つと考えておるかという御質問であらうと思うのであります。これは御承知のように、移民とというのは家族をあげて外国に移るのでありますから、負債整理もあらうし、いろんな問題があるわけであります。が、そういうものを片づけて行くのでありますから、移住先ではたしてうまくいくのであらうかということは、みんな不安を持っておる。でありますから、この移住、ことに農業移民が発展をいたしますためには、どうしても移住先において、その生活状態なり社会状態と申しますか、そういうようなものが非常に有望であるという姿が国内へやはり映つてこなければいけない。いろいろ外務大臣からもお話があったことと思いますが、そのために移住先における営農の指導等につきましても、これは現在よりもっと、この事業団ができましたれば、専門家も事業団の中に入って、そして向こうで営農の仕事をする専門的にやって、なるほど移住先は有望である、そういうことに

なつて初めて国内の農民諸君が移住を
実行いたすわけであります。農民諸君
のうちに移住をしたいと潜在的に考え
ておる諸君は私は少なくないと思ひ
のであります。そこで現状はたいし
たことも出ておらぬのだから、構造改
善なんかやつておるなら、移住なんか
たいてしてウエートはないじゃないかと
いうふうにお考えかもしれないが、
現実はそのういふこともあるかもしれま
せんが、これではいけない、こう私は
考えておるのであります。そうして、
かりにそのウエートが、現在におきま
しては構造改善についてのウエートが
さほど大きくないといはしめても、
元来が日本では、御承知のとおりに、
農業に就業する人口が多過ぎるのであ
ります。これは第二次、第三次産業
に、国内においてその方面に収容して
もらふということとはまことにけつこう
なこととあります。と同時に、海外の
方面でも、これが移住をするというこ
とは、国内の構造改善の面から考えま
しても、きわめてこれはけつこうなこ
とであるわけでありますから、私とい
たしましては、農業移民として海外へ
出ていきたいという方々に対しては、
ましては、安心をしてひとつ海外で農
業経営がやれるようなふうに全力をあ
げてやりたいと、こういうふうに考え
ておるわけであります。

なお先ほど、これはよいいなことが
もしませんが、経済協力のお話がご
ざいましたが、これは外務大臣の御答
弁のとおりで、移民はあくまでも定着
ということを考えてやつておると、こ
れはそのとおりであります。そうし
てまた、海外協力で三年なり五年なり
出ていく者と、海外に定着する意図を

持つて行かれる者との間には、現実の問題として非常な準備の差もあり、心がまえも違ふわけでありますから、この経済協力で三年、五年と行く者を、今の定着移民と同一に考えるということは、検討の余地があると、こう私は考えておるものであります。私どものところでもすいぶんアフリカなりその他インドなりの方面に経済協力をいたしますために、技術者も送り、米の増産等について非常に寄与いたしております。いたしておりますが、これを直ちに移民と同一に取り扱うわけに本質的に私はいかないというような気がいたしておるわけであります。つけ加えて申し上げておきます。

○曾根益君　両大臣に念のために申し上げますけれども、私は政策あるいは政府の取り扱い措置として、永住——いわゆる移住ですね、それと短期の経済協力と同じにしろと言ったのではないのです。ただ、今農林大臣のお話で、抽象的には僕も、移住というものを全然もう頭から必要がないとかなんとか暴論を吐いているわけじゃありませんし、私自身も、海外に働きの場を与える、夢を与えるというか、夢だけでなくて現に場を作り出すのに努力しなければならぬ。これは主として日本の過剰労働、特に農村にひどかったと思うのですけれども、過剰労働を日本のほうの都合で主に出すという見方よりも、それは量的に制限があるのだと、それよりも外国に行つて働く機会を与える。しかも、単にこつちが働くだけでなくて、相手国に喜ばれ、相手国の開発に協力する。そういうフロンティア精神を加味して、そうして短期であらうと長期であらうと、技術であ

るうと、経済であらうと、社会開発であらうと、国連であらうと、あるいは東南アジアであらうと、中南米であらうと、もう少しそれに総合した見地からやる。農林省も非常にいい仕事をやっておられる、たとえばインドその他で。何か移民ということだけで特殊扱い——これは、確かに永住者にはごく少数でも非常に懇切にしてやらなければならぬことはおっしゃるとおりです。これもまた必要なことです、たとえ少数でもね。ただ何かこれだけ——経済協力だけ別だという考え方のほうがおくられているのじゃないか。もつとその上に総合する——日本の対外経済協力に対する、あるいは開発途上の国に対する協力というものをほんとに打ち出してその中に永住者もあるし、短期もあるし、技術もあるし、農業もあるし、その他というふうに、もう総合する時代がほの見えているような感じがしたから何うのです。時間があれですから……。

○委員長(岡崎真一君)　ちよつと速記をとめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長(岡崎真一君)　速記をつけ

○戸叶武君　先ほど農林大臣をお待ちしておったのですが、質問している間においでにならなかったのです、一、二点質問いたしますが、それはすでに外務大臣の答弁において大体尽されたのですけれども、問題は、今までのこの移住政策の行きがかりからいいたしまして、移住者の入、九割は農民、ラテン・アメリカにおける特にブラジルを中心にしての農業移民、農業の移住者が多かったのです、そういう関係で、今

後この海外移住事業団の監督は外務省
一本で行なうという両大臣間の協定と
いうか、覚書がなされておりますが、そ
れと関連して第二の、事業団と別に、農
業者の海外移住に關し農協等が行なう
移住者の募集、選考、訓練の監督は農林
省が行なうとの了解事項ですね。これ
と農林省設置法の「農政局の事務」、す
なわち第九条にある「農業者の海外移
住に關し、その募集、選考及び教育並
びに移住地の調査を行なうこと。」「こ
れが生きているか」という問題に對して、
今外務大臣から、この一元化を行なつ
ているが、今までこの一元化を行なう
と言いながらも、これは一つの過程も
必要であり、そういう点において、十分
今までの立場というものを尊重して、
そして調整していくというお答えが
あつたのですが、農林大臣がおられま
せんでしたから、まあ大平さんは信用の
ある人だけれども、一方面的発言だけ
を聞いておつても、これはあとで実施
段階に入つて必ずしもめごとが起きるの
です。森さんが指摘しているように、
ブラジルにおけるコロンアルやコチア
産業等におきまして、日本とブラジル
の農協との結びつきにおいて、昨年に
おいては日本人移民の一千七百七十
七家族の導入許可をブラジル政府からも
らつておりますし、また今まで許可を
得たもののほか、まだ許可の残りのワ
クが三千三百三家族もあるのです。そ
ういふ問題が割合にスムーズにいか
ないのは、一方から見ると、また現地に
行つても嘆かれるのには、どうも外務
省の外郭機関がじゃましておつて、自
分たちの仕事の手柄のようにならな
いし、農林省のほうはほけているか
ら、とても問題が片づかないのだと

言つて業を煮やしているのです。これは大平さん、行つてびっくりするのですよ。やはり大平さんぐらいのものからよ。今度の移住局長も熱心ですけれど、これは必ずしも。今までラテン・アメリカの外交官が不遇であること、相当優秀な人が行つていても、中から下はなかなか劣悪な者もありまして、そして移民でも非常に優秀な人と混血の世界の特殊な雰囲気があり、新聞といつても、新聞も上等な新聞ではなくて、明治時代の赤新聞みたいなものも多くて、不必要なトラブルに災ひされて、ほんとうの仕事というものができない状態になっている。もうみそとくそが一緒に流れている。そういう混沌の世界において、ものをやつていくのは、ほんとに大平さんあたりがしつかりしてこれだけのことをするなら、曾称さんが言つたように、だいたい考えに一步前進したのだけれども、この女学生の変文みたいななんじゃだめなんだ。実際しつかりした人を事業団なり何なりに——誰でもこの人ならやつていけるという人を——国鉄の危機において人探しに一生懸命であつたように——据えなくちゃだめだ。それから、ラテン・アメリカはほんとにこれから大切です。私は日本人とドイツ人、ラテン・アメリカの中にくさびを入れていくのは、もう一つのアンシャン・レジームを打ちくずせなかつたイペリア半島から出た人ただけじゃなくて、やはり近代国家を形成していったところのドイツのエネルギー、日本のエネルギーと、最近立ち直ってきたイタリアのエネルギーというものが実際に必要なんです。そういう点において、今までにも曾称さんが指摘したように、過剰労働のはけ口としての農業移民のまねじゃなくて、現状は、農業移民のウエートが高いというブラジルの新天地で望んでいるのは、ほんとにものごと高度化された協力者を望んでいる。しかも、アメリカの進歩のための低迷といふものが、いろいろなものにあつてはね返されている。しかも、その前進に対する意欲といふものは強いのです。こういうときに、私は特別、ヨーロッパ地帯から移民といふものは、一種の前進の流れがどまっています。なときに、何かほんとにここにフロンティアの精神を持って協力をしていくといふのは第一に人です。その人をほんとに加えていく、優秀な協力者を入れていくといふときに、相当優秀な外交官が配置されて、やはり大平さんが、今言っているような形において、柔軟性を持って、独走しないで、変な御殿女中のような官僚の悪さをいかにやっつけていかななくちゃめちやくちやになつてしまふ。そういう点において、どうも農林省でも——農林省は人がいいからする外務省のほうへ巻き込まれちゃつて、はいさやうですとかという形であつたんじゃないかと心配している向きもいふぶんあつたのです。これは私は、しかも農業に對して両者の意見といふものが、外務大臣も農林大臣も、一致しているようですが、最近四、五年間に入つたところの農業移民が非常に成功し、歓迎されているのは、古い、程度の低い技術の中に低下をした農民でなくて、農業の近代化に即応して新しい形の農業をとり入れられていくことが、今まで

定着した農民に對して新しい息吹きを与えているからなんです。そういうところで、私はほんとに今の農林省といつたにしても、在来の觀念じゃなくて、よほどその点は——外務省のほうに少し新しい屋のいいところもあるのだから、それと泥くささどくつていって、そして移民政策をしつかり推進させていってもらいたいと思つたのですけれども、ひとつやはり変な張り根性は捨てるべきだ。あまり外務省の連中——さつき私も悪口を言つたんだが、ホワイト・カラーなんだから、白い手なんだから、白い手が混血の世界に行つたつて、手をひっぱたかれるくらいが落ちだ。こういうところにひとつ農林省としても外務省に協力して、しつかりした新しい形の移住の路線を設定していかななくちゃならないので、もう外務省にまかしたから、外務省は今度は事業団の自主性にまかしたから、そのままでのになるか、ならぬものかわからぬでしょうが、みなまかしちやつて責任をとらないより困るのだから、そういう点で、しつかり今後外務大臣は監督する、監視するぐらいのもりで、協力体制を進めていく腹があるかどうか。全部城を明け渡して、あと知らぬようじゃ困ると思うので、その点、しつかりあなたの真意を聞きたい。どうも農林大臣見ていると人のいいところばかり出ている。

○國務大臣(重政誠之君) 責任を全部外務大臣に移して、やれやれと思つてゐるわけでは断じてございません。これは農家諸君が住みなれた地を離れて外国に移民するのでありますから、私どもとしては、ほんとに親切に善後措置を行つてあげなければならぬと同時に、向こうへ行つて、向こうで——まあ簡単に言えば成功と申しますが、有望なところであるといふふうになるように、やはり官農の指導もやり、いろいろの調査もしていかなければ、一カ所で失敗したらそれが全部国内へはね返るわけでありまから、そうしますと、大切な海外の移住事業といふものに非常に大きな悪影響を及ぼすわけでありまから、私どもは私どもの手の届く範囲におきましては、決して等閑に付するものじゃございません。熱意を持ってこれは進めていく、こういう考えを持っております。

○戸叶武君 最後は一つ外務大臣にお願ひします。それはやはり外務省の人たちといふのは非常に秀才が多いんですし、洗練された人が多いんだが、大體苦勞人が足りないんです。そういう点において、特にラテン・アメリカのほうへ行くと、大使でも公使でも領事でも、今までの慣例からいって、少しくさつてしまつて力こぶ入らないんです。相當に優秀な人でもそうだし、それが大使だけじゃない。一等書記官に至るまで、奥さんたちは、子供の入学準備のために東京に残らなくちゃならないとか何とか言つて、欧米諸国だとすぐ飛んで行くけれども、大體行きたがらない。そして遠隔の土地においていろいろな部下や何かを掌握しなくちゃならないようなときにおいて、殺風景な、そして割合に冷遇されてゐる地域において、どうも全体の融和といふものが欠けてゐる向きもある。やはりラテン・アメリカにおける外交官たちに対しては、外務省がもつと私は待遇をよくしてやることと、それから子供の教育なんかに対してはま

大別に考へてやつて、やはり奥さんたちは一緒にあつて働けるようにしてやらなくちゃいけない。それからもう一つは、コロニアルの指導者、世話役、あるいは新聞、それから教育関係の活動しているという人たち、これは必ずしも経済的に恵まれていないんです。全体の感覚が、植民地特有の雰囲気支配されていく危険性があつて、世界的な視野で、今前進している日本といふものを、正しく見ていないと思つたんです。やはりそういう世の中が、「井の中の蛙大海を生んで、かえつて私はこつちから行つた人との間がうまうまいていない点が随所で見受けられるんです。やはりそういう人たちに對して、外務省なり農林省なり協力して、私は年に一回くらいは交互にやはり招いてやつて、新聞記者にも、あるいはコロニアルの世話役にも、あるいは教育活動をしている人たちに、いつでもフレッシュな感覚で活動ができるような思いやりを加えることが必要なんです。ただ一個の移住者を取り扱うんだという形に——移住政策といふのは、物の輸出と違ふんだから、人間関係なんだから、やはりヒューマニティの問題といふものを無視しては、移住関係の成功といふものはないと思つたんです。そういう点を、今割合に苦勞人であるところの大平さんなり重政さんなりそろつてゐるんだから、それを消極面にはかり苦勞人にならないうで、そして光を求める方向に私は展開をしていってもらいたいと思つたんです。特にアメリカの——曾称さんも述べましたが——短期農業労働関係、農業労働者の問題ですが、われわれは、メキ

シカン、あるいはフィリピンの人たちに加わって日本の労働者が困っている時期だから、法眼君がロスアンゼルス頭の農業者をいろいろ折衝して話し合いをつけたこともありますが、向こうの農業団体といふのは、向こうの農業者が困っているわけでも、技術を持っていても、日本人の短期労働者に自動車も運転させない、機械もいじらせない差別待遇、それから、農業労働者が入っていつて、まともには三年間で百万くらいは残ってあります。悪くいつても六、七十万円くらい残るんだけれども、あすこに行っているという世話役的なボスがばつこしてキャンプなどを作って、高いキャンプ代と食糧代の天引き、ピンはねをやつて、しかも、外務省の役人と一度サンフランシスコで私は大げんかをやつたけれども、現地に問題が起きている、とにかく現地を踏んで調査に行かないのです。救援の手を差し伸べないのです。これは私はいろいろ、費用も足りないし、人の足りない点もあるのかもしれないけれども、やはり短期に外国に行つて働いているという人々の問題が起きているならば、そこにすぐ手を差し伸べるような——ちょっとしたばやでも内地では消防ポンプが走るのですよ、そういう役所が消防ポンプのような走り方をしないのです。これが、私はもう役所の不親切の一番の問題の起ころだと思つて、そういう点において、今後、たとえ役所でもなければ労働組合を通じてでも、今度はILO条約の批准の問題、いろいろな問題もありますけれども、やはり国民外交を通じてでも何でも、アメリカにおける

日本の労働者の差別待遇というものをやはりなくさせるような一つの手段を講ずるのが外交であつて、大平さんの頭の中から生まれる外交だけじゃなく、国民全体を動員しての差別、一種の差別観をなくさせていくようにしないと、黒人ですらもあれだけに立ち上がつて、とにかくアメリカ内部におけるところのいろいろな矛盾を是正しようとするときに、いつでもアメリカカじゃ一番日本の差別待遇が行なわれているのですから、そういうこともこの機会に私は、問題が中南米に注がれておりますけれども、アメリカに一番劣悪な待遇を受けている日本の地帯があるのだということを忘れなく、とにかくこの事業団においてもお目こぼししないように、その点をつけ加えて配慮してもらいたいことをお願いする次第です。大平さんにひとつ、その点に一言私はごあいさつを……

○国務大臣(大平正芳君) 今外交官の責任、外交官の行動について、御批判を思ひやりやらのお示しがありまして、私は、御指摘のとおり外交官、今ちょうど日本の外交陣容というのは、形を一応整へ得たというところから、まだ今後充実していかなければならぬ仕事がたくさんございます。仰せのように、子供の教育であるとか、生活環境の整備というように、エネルギーが費消されているような状況で、非常に遺憾でございます。そういった点に一段の施策が望ましいと考へております。たとえば、アジア公館長会議を東京でやる。それで従来アメリカの公館長会議は現地でやつておりましたが、去年から東京に移してございまして、これはやはり一応内地の空

気、内地をよく知つていただくなければならぬわけでありまして、できるだけそのような機会を提案いたしたいと思つております。でき得れば三年に一度賜暇帰朝を認めてやるというぐらゐまでやりたいと思つております。これは予算的に要請いたしておりますが、まだ実現を見ていないわけでありまして、十分政府としてなすべき最小限度のこととしてはあつて、その上できびと積極的な活動ができるようにいたしたいと思つておるわけでございまして、それから、私も外務省に入りまして感じたことは、仰せのように、苦勞人が少ないというか、よく言えば、あまりすれていない方が多々ございまして、その点は非常にいいのでございまして、苦勞が少なくていいことは、あるいはそういう批評は当たるかも知れません。十分部内の諸君を激励いたしまして、勉強に御精進をいただければならぬと思つております。

それから、外交は、やはり日本の国力というか、日本の国に対する評価というか、尊敬というか、そういうものがないと動かないわけでございます。最近しみじみ感じますことは、たとえば、日本に対する関心が世界各国で高まつてきているというところは言へると思つております。ある種の尊敬というふうな気持ちが、これはうぬぼれかも知れませんが、そういう感じが感じられることが間々あるわけでございます。このことは私は現地の諸君に非常に奨励になると思つてございまして、私も、内政を充実して、責任

ある外交姿勢をとつていくということに勇気づけられまして、外交の衝に当たる諸君も、自信を持ってやつていける雰囲気になりつつあるのではないかと思つてございまして、お示しのような方向で一段と積極的な活動をいたしますように、努力をして激励して参りたいと思ひます。

○委員長(岡崎真一君) ちょっと速記をとめて。

○委員長(岡崎真一君) 速記をつけ

〔速記中止〕

○委員長(岡崎真一君) ただいま委員の異動がございましたので、御報告を申し上げます。

本日付をもつて委員野村吉三郎君が辞任され、その補欠として西田信一君が委員に選任されました。

これをもつて、休憩いたします。

午後一時三十七分休憩

午後二時五十七分開会

○委員長(岡崎真一君) これより外務委員会を開会いたします。

ただいま委員の異動がございましたので、申し上げます。

委員森八三三君が辞任されまして、その補欠として佐藤尚武君が委員に選任されました。

○委員長(岡崎真一君) 午前に引き続きまして、海外移住事業団法案を議題といたします。

御質疑のあります方は、順次御発言を願ひます。

○加藤シヅエ君 外務大臣にお伺ひいたします。

海外移住事業団法案についての午前の審議の状況をいろいろ承つておりましたのでございしますが、また、同僚議員の方から非常によいポイントをついた御質疑、それに対する外務大臣の御答弁も伺つておりましたのでございしますが、その結果私が感じましたことは、海外移住の問題につきましては、日本の根本的な政策というよりも、現段階の国内の情勢及び海外の情勢といふものが変わつたという点に對して、日本の国策としての方針といふものが、どうもまだほんとうに、はつきりここにあるのか、こういう点に立つと、こういふところから力を入れていかなければならぬとか、いふような点が、まだ何かあまりはつきりしていらつしやらないように思ひました。それで、衆議院でせんだつてこの法案を審議なさいましたときの附帯決議の中で、なるべく早く「海外移住法」といふもので、海外移住の基本的理念及び振興策を明らかにしたものを次期通常国会に提出することというふうな附帯決議がついておりましたのでございしますが、特にこの点につきまして外務当局としてどういふふうなお考えでいらつしやいますか、承りたいて思ひますのでございします。

○国務大臣(大平正芳君) 御指摘のとおり、私も日本の移住政策というものは確固たる理念に従つて遂行されてきたといふように私は私も考へられます。と申しますのは、海外移住をめぐる世上の受け取り方、觀念の中に、たとへば海外へ日本民族が發展するんだといふとらえ方をしている人もござい

ましようし、また、非常に人口問題がやかましかつたときには、過剰人口のはけ口として移住を考へるべきだといふやうなところを考へておつた方もあると思つたのでございすが、政府として、移住政策の基本を宣言してございするんだという立法措置は、今までなかつたわけでございます。そのときどきの時点に応じて、閣議の決定等で当面の移住政策をどのように推進していくかというやうなことを考へられおつた事跡は拝見できるのでございすけれども、御指摘のように、移住に対する基本的な立法というやうなものが行なわれていなかったことも、これは移住政策に固くあり力を入れていかなかったという証左になると思つたのでございす。そこで、先般、改正された海外移住審議会に、海外移住に関する基本的な法律制度の基礎となるべき海外移住及び海外移住行政に対する基本的考え方というものの御答申を求めたわけでございます。それが去年の暮れの十二月に御答申をいただきましたので、そこで私もいたしましたしましては、当面、この御答申に基づきましては、いろいろな御批判があつたと思つたけれども、各界の最高の頭脳を集めて作り上げたものでございすので、このお示しを基礎にいたしまして、これからいろいろな施策を進めて参らなければならぬと思つたので、とりあえず実施機構を作り上げていく、その次には今起草いたしておりまするが、お示しのような基本的な立法というものを考へて参る。のみならず、そういった立法措置だけでなく、行政的措置といたしまして、予算的措置といたしまして、可能な限り手段を講じて

まして、この答申に示されているやうな方向に移住行政を推進して参るべきものと思つております。

○加藤シヅエ君 大臣の御答申によりまして、答申案を非常に御参考になつて今後基本的な理念を政府としてお立てになる準備をしていらっしゃるというふうに了解いたしましたわけでございますが、移住の問題と人口政策の問題といふものは、非常に今までは密接に考へられて参つたわけでございます。日本国内における人口の動態及び人口の構成といふものが、最近非常に変わつて参りました。それから、労働力の需要が非常に高まつて参つたというやうなことでございすから、過去における人口政策の一端としての移住というやうなことは、今日では直接そういうふうな扱ひがでできない状態になつて参つたと思つたわけでございますが、特にこの人口問題との関連においては、今後理念としてはどういふふうにお取り扱ひになるか、その点をまづ伺いたいと思ひます。

○政府委員(高木広一君) その点につきましては、移住審議会の御答申にも、人口問題の解決策としての移住政策ではなくて、人口問題と直接的には結びつけない考え方を答申せられておりますし、われわれもそのラインで行きたいと思つております。

○加藤シヅエ君 それでは、人口解決策という点には触れないというのが政府のお考えでもあると、こゝ承知いたしましたわけでございますが、過去におきまして、日本の移住政策というものは長い歴史を持つていふと思ひますけれども、その歴史をずつといふいろいろな段階で見ると、成功でな

かつたばかりか、非常に指導らしき指導もしていなかった。そしてその結果は、海外に移住した方々の犠牲において経過をたどつて、そしてしかも、他の西歐諸国の移住政策に比べて、はなはだ負弱な結果しか見られなかった。こゝいうふうには私が見るのでございすが、政府としてはそれをどういふうに見ていらっしゃるのか。

○政府委員(高木広一君) その点は日本が、日本国民が海外へ出ることがヨーロッパよりも非常に少なくなつて、日本の海外移住自身につきましても、海外に関する関心が非常に薄かつた。移住という日本民族の発展日本民族が海外へ行つてそのところを得るといふ政策をいたしまして、それに対する国民の関心を少なくし、政府としても、その関心を十分喚起するといふ点が少なくなつたといふふうに反省をいたします。

○加藤シヅエ君 私は、そういうやうな見方は、ごく一面の見方であつて、決して根本の見方ではないといふふうに理解いたします。今までの過去の成績が上がらなかつたといふことは、それは日本がこゝいうことに手をつけるということは、明治の御維新からの歴史から考へることなのでございすから、時間的な立ちおくれといふことは、今日もう申すまでもございせんけれども、海外の移住が始まつて、一番おもに力を注いだところはアメリカのカ州だと思ひますが、加州の移民の状況なんかを見ましても、あるいはハワイ、ホノルル等における移民を見ましても、日本の政府としては何もこれに對

して指導方針を持つていなかった。海外に日本人が発展していくといふことに對して期待をかけたか、それを保護しないまでも、援助する程度のことさへもしなかつたといふ点が、過去における一番の成功しなかつた原因であると思ひます。大平外務大臣はほろほろ外国を回りになつて、現地なんかの移民をどういふうに、過去の成功しなかつた原因をどういふ点に置いていらっしゃるのか。

○国務大臣(大平正芳君) 非常にみづかしい御質問でございます。私は加藤先生と同じやうに、日本人は海外進出に不向きな民族であると思つてお見ましても、現に漁業などの例をとつて見ましても、これほど七つの海に雄飛している民族はないわけでございます。それから、あらゆる気候、風土に耐えて、みづからの能力を発揮していき得る能力を持つた民族だと思つたのでありまして、これが徳川三百年の鎖国政策等で一応海外との間に遮断がされておりましたときにございまして、歴史上数々の海外に出向いた方々もおられたわけでございますので、民族として海外発展性を十分備へた素質を持つていふと思つたわけでございます。したがつて、明治以来の移住政策が成功であつたか失敗であつたか、これはその評価は見る人の目によつて私はいろいろあつたと思ひますけれども、われわれが今の時点が考へまして、もう少し伸びるべきであつたんじゃないか、それが十分でないんじゃないかという御指摘はそのまますし、その原因が何かといふことは、政府が移住政策といふもの

のをきめて、そして非常に適切に施策をしたかといふと、その点は数々の欠陥があつたと思ひます。根本的には移住地の事情、海外事情といふものを十分周知徹底させるやうな努力も、きよりの午前中にもございまして、うに、懈怠しておつたといふ所しりには免れないと思ひます。それから、移住地における移住先の政府とその移住者との間の関係を整へて参る上におきましても、数々の点に手ばかりがあつたのではないかと想像するわけでございますが、特に不幸な戦争が介在いたしましたために、せっかく築き上げた移住地におけるのれんといふものを全部刻奪されてしまつたといふやうな悲劇的なケースも数々起こりまして、一頓挫を來したわけでございます。戦後になりました。日本は移住政策を長い目で見るというやうに、まだまだなくて、国内の再建に忙しかつたといふ事情もございまして、戦後の日本の移住の重要性が、軌道が敷設され、それがたくましく推進されたといふ形跡を遺憾ながら見るのができないわけでございます。ただいままででございます。申し上げてせんないことでございますけれども、そのやうな経過で、思うにまかせなかつたといふわけでございますが、今後の問題につきましましては、よりやく海外移住といふことについて、こゝはもとより院外におきまして、熱心な論議がかわされるし、関心も高まつて参りましたし、そういう雰囲気や背景にいたしまして、政府としても、先ほど申しましたやうな施策を次々と精力的にやつて参つて、この失地をカバーして参らなければならぬと、こゝ思つております。

○加藤シヅエ君 私はもう一つ特に何

いたと思いますのは、過去の加州移民の問題なんかを振り返って見ても、日本が海外移民という点に對してなれていなかったために、その指導が適切でなかったという点の一つとしては、イタリアその他のほかのヨーロッパの国々から、たとえばアメリカ大陸へ移住してきた場合には、大なり小なりの資本と一緒に持つてくるのか、あるいはその土地に定住してから、そこで作り上げましたところの富というものは、そこにおいて、そして在留の邦人の方たちが自分たちのさらに発展を信用を増すためにその富を使うというふうになつていったように聞いております。ところが、日本の場合には、海外出かせぎというような名のもとに、出てかせいだ金をほとんど日本へ送金する、あるいは本国で貯蓄をする、このようにして、出先において、そこにおいて富を蓄積してさらに発展させるという方法を考えてなかつた、政府も指導しなかつた、そこに非常にウイーク・ポイントがあつたというふうなことを聞いているのでございますけれども、今後はそういう点につきましても、今後はそういう点にきつては事情が全然違ふと思ひますが、そういうような過去の経験なんかにもかんがみて、全然違つた指導の方針というものを立てて参らなければならぬと思ひるので、その点につきまして今後どういうふうにかえていくと思つていらつしやいますか。

○国務大臣(大平正芳君) この移住審

議会の答申にもお示しがありますとおり、移住の一つの目的は、移住地における開発に協力するということ、これが中心でなければならぬというお示し

もござりまするし、それから、總理大臣や私どもが海外に参りまして、一世の方々、二世の方々にお目にかつた場合に、まず第一に申し上げておきますことは、あなた方はあなた方の国のよき国民、市民として、市民的義務を忠実に果たして、よき市民になつて下さいというのを申し上げておるわけでございます。日本は、海外に雄飛した方々の送金を当てにするというふうな経済あるいは財政政策をとつてい

るわけじゃ決してござりません。もつともつと移住国のためによき市民としてその開発に御協力を願いますというのを申し上げておるわけでございます。それから、こういう考え方でいきましても、今先生が御指摘のように、当然先方でかせいだ金が先方で蓄積され、それが再生産に投資されるばかりでなく、拡大生産に向かうようにしていただくと、もう当然のことでございます。そして、そういう点について、相手国側の政府に、日本の移民につきましても何かのデイスクリミネーションがあるというところは、それは大いに打開して参らなければならぬと考えてございます。ただ、ヨーロッパの方面でも、イタリア等のように、移住者の送金というものが貿易外の受け取りとして非常に大きなアイテムになつてゐる国は現にございます。それは何百万もの人が出ていくわけでございますから当然でございます。まず、ニューヨークの人口の三分の一はイタリア人だといふのですから、そういうような国ではそういうことを奨励しなくても、あるいは自然にそういうふうになつてゐるのかもしれないけれども、私どもといたしましては、現地におきまして、そこで

ばな市民として、自分のためにも、子孫のために、生活の基盤を拡充していただくことが一番望ましい、政府もそれに対して援助していくべきことは当然だと思つています。

○加藤シヅエ君 外務大臣が外国においでになつたときに、向こうにいる日本人の人たちがその土地でつばな市民になるように奨励されるという、その御指導の方針はたいへんけっこうだと思ひます。そこで、ここにいたゞいてございます資料の中に、「国別在外日系人数」というのがあるのでございますけれども、これは、たびたび先ほどから御説明があらつた資料でございます。ここに出てゐる数字の中に、北米及びカナダ、それから南米、こんなふうな二つに分けて、この数字の中でどのくらい割合が向こうの国籍あるいは市民権というふうなものを持つてゐるのか、その割合はどんなふうになつてゐるのございましょうか。

○政府委員(高木広一君) その点は非常に詳しくないのでございます。第一世の中でも、すでに向こうの国籍をとつておられる人もおられますし、そうでない人もおられますし、——もちろん二世は全部先方の国籍でございます。ここに書きました三十六年十二月というのは、三十四年在外公館調査で、一世、二世、日系人全部を勘定した数字でございます。国籍の点ではちよつとはつきりいたしません。その次のページにございますかと思ひますが、明治三十二年から昭和十六年までの中南米向けの移住者渡航数というのがありますが、それを見ていただきますとわかるのですが、ブラジルは戦前、昭和

十六年のときに十八万八千名でありました。当時昭和十六年ごろのブラジルにおける日系人が二十二万ないし二十三万と言つておりましたが、ネットに行きましたのが十八万八千名でした。戦後ブラジルに行かれた方が約四万強、五万ですから、総計しまして二十三万でございます。それが四十五万になつてゐるのですから、約日系人が倍になつた。アメリカのほうは、行つた人の数よりも向こうでふえたほうが多

と多い、こういうふうな思ひます。

○加藤シヅエ君 それから、在外邦人の中で非常に成功して、その土地においても非常に高い社会的地位を持つてゐる方がたくさんあると思ひます。そういう方と海外移住事業団との協力関係というふうなものを具体的にどんなふうにお作りになるのございましょうか。

○政府委員(高木広一君) これは、海外の邦人の団体の協力と、それから個人の協力とでございます。団体といたしましては、先ほどからもお話がございましたが、たとえばブラジルでは日系ブラジル農業団体がございますし、コチアの産業組合、南伯産業協同組合とかその他がございます。これらが戦後の日本の移住者の呼び寄せに非常な貢献をしてゐるわけでございます。現地におきます日系、あるいは場合によれば純ブラジル系の団体も協力してくれております。養鶏組合——ブラジル人の会長の組合がございます。こういう団体の日本移住呼び寄せの協力というものが非常に大事でございますので、事業団は今後とも現地におきましてこれらの御協力を仰ぐことになると思ひます。それから、ブラジルの例ばかりでございしますが、それ以外に、現地で

成功しておられる南米銀行の宮坂さんとか、あるいはブラジルで日伯文化会館の会長をしておられます山本喜喜司さん、こういう方々は、個人的にも移住の推進について御意見を日本政府に寄せられ、あるいは先年岸さんが南米に行かれたときに意見を述べられたり、積極的な御協力を仰いでおります。北米につきましては、これもけさ話がございまして、カルフォルニアの三年間の短期農業青年派遣計画がございます。これらの立案には、カルフォルニアの日系人の成功者が尽力せられ、また、二世の弁護士が、これまた議会方面に運動するといふようなことで、ずいぶん協力していただいております。その関係は非常に深いものがございます。

○加藤シヅエ君 過去のことばかり言うよりでございますけれども、もう一つ、過去の移住計画の中で、北米合衆国のほうは、最初差別待遇などで、長い間向こうに行かれた方はいへん苦心をされたと思ひますが、第一次世界戦争のときに、二世の若い方々が向こうの市民として非常な功を立てたこと、それから、第二次世界戦争のときには、キャンプの中に入れられたとか、財産を没収されたりして、いろいろ非常な苦勞をされたにもかかわらず、戦後それに対して相当な補償を手えられて、今日はむしろいい地位を獲得されたといふような、いろいろな変遷を経て今日に來てゐると思ひます。けれども、一応北米における在留邦人の方々が二世、三世の方々は、明るい将来を持つような状態になられていて、これはたいへん喜ばしいことだと思ひますから、こういうふうな

ことは、今後のほかの国への移住にも一つの奨励にもなり、希望の持てることにもなつてたいへん喜ばしいと思ひますが、それに引きかえて、カナダの場合は、これは加州と同じような状態でありながら、カナダのほうの日本に対する理解が非常に悪いために、カナダに財産などを持たれた方は、戦争のときの処置及びその後の回復状況というものが非常に悪いと聞いております。このことにつきましては、私、だいたい前に一度この外務委員会でも問題に出したわけでございます。しかし、このことはどうも政府間の交渉ではどうにもならないことで、現地の世論が、国会において何か影響を及ぼすような世論となつて働いてもらわなければどうにもならない問題であるということ、そのまゝになつてしまつておるわけでございます。しかし、考へてみますと、やはり現地の世論が起きて、それが国会の動きにならなければ、手続としてはどうにもならないことだらうと思ひますけれども、それに對しても、やはり日本の政府としても、もう少し何か現地の世論が興くるような運動をするというふうな方法もあり得るのじゃないかと思ひますけれども、何もなさつていらつしやるように何もないのでございしますが、そういうふうなことに對してはどういうふうに考へていらつしやるのでございましょうか。

○政府委員(高木広一君) 今御質問の点は、実は移住局であつておりまして移住政策のほう少し先のほうの、在留邦人に対する措置もやつておるわけでございます。そして、全般的には在外邦人の、まあ先生がおつしやつた

ような問題についても、できるだけ立場を擁護するための積極的な方策をとるといふことで、あるいは政府に申し入れたら、あるいはその他の方法をとる方針でやつておるわけでございます。ただ、われわれとしては、正面は外交のルートでいくだけで、あまりに内部的に働くことについては限界もございしますので、思うようにはいかないというふうなことはございしますと思ひます。しかし、外務省がやつております仕事で成功している例もございします。これはカナダではございしません。たとえばペルーのごときも、同じように、あつたこの在留邦人は、戦争のときには一部は北米にまで追放せられ、それから二世で海外へ、よそへ行つた者は、戦後ペルーにも行けない。これはペルーの国籍を持つてゐるわけなんです、行けないといふようなことでございしましたが、われわれのほうから相当働きかけ、またまたつぐな道で働きかけられなくて、ペルーなんかの場合に、文化工作、あるいはその後の経済協力といふことで、だんだん日本の真意がわかるということ、二世が帰られるようになり、新たに技術関係者も行けるようになりまして、まだ移住者は行けないけれども、というふうなことでだんだん進みつつあります。カナダにつきましても、日本の移住者を入れないというのが建前ではございますが、最近では、企業に伴う技術者は移住者として入れてもいいというふうな、この前のジョー・フンペーカーのときの政策の変化がございします。徐々ながら、在留邦人の立場の擁護は進んでおりますが、ある

場合にはなかなか思ふようにいかないという点は確かにございします。

○加藤シヅエ君 私の具体的に伺ひたいことは、大体以上のような点でございしますが、将来日本の国家としての理念をお立てになります場合には、やはり東南アジア、アフリカ、そういうふうなところも全部含めての立案を考へていらつしやるのでございしますように、いかがでございしますか。

○国務大臣(大平正芳君) これは、理念としては当然でございします。全地域を差別して考へるものではございしません。ただ、現実の問題といたしまして、そういう方面では、日本に對する移住の要請もございしませんし、今われわれが別途推進いたして参ります経済協力、技術協力、そういうた分野の仕事が当面の問題であるというふうに承知いたしております。

○加藤シヅエ君 大臣の御答へにございしました経済協力に付随する技術協力、これは非常に重大なことだと思ひますので、次の広くカバーした移住法といふようなものを考へられます場合には、そういうような点も含めた、はつきりした、そして先の見通しのある理念を持つてお立てになつていただくことを希望いたします。

○戸叶武君 先ほど、移住政策の問題で、主として日本の立場から御質問をいたしましたけれども、私たちがやはり移住者といふことを考へるときは、相手側の受け入れ体制はどうかといふことも十分やはり考へることが必要だと思ひます。で、私はちょうどアメリカに四回ほど行きましたが、中南米は最初でしたが、この南北アメリカを通じて、特にアメリカの諸大学では日

本の研究が特に盛んですが、その中で一番課題になつてゐるのは、やはり日本の明治維新の研究と、それからやはり日本の近代国家の形成の過程、特に後進国家が産業革命を通じて先進国と互角の立場に、短かい間に前進したといふことが一番問題になつてゐるので、その後進的な国家の中において、アジア、アフリカその他におきまして、どうして日本の明治維新なり、あるいはその後における産業革命を通じての近代国家の形成のような変革が起きないだらうかといふことが一番の課題になつてゐるといふことをある學者に聞きまして、今私たちが中南米を見て、それらの国々の人々が非常に興味を持つてゐるのは、日本に對する特に関心といふものは、今われわれは後進地域であるけれども、無限の地下埋蔵資源その他がある、この埋蔵された富を活用して、どうやつてわれわれが近代国家として立ち上るが、いふところ非常に興味は持たれてゐるといふことを深く感じたのです。

で、そういう点において、たとえばアメリカはです、あれだけ経済援助や「進歩のための同盟」といふケネディのニュー・フロンティアのプランを出しておつても、割合に中南米は——中米は相当アメリカに依存してきておりますが、南米においては抵抗があるといふので、やはりアメリカとラテン・アメリカの状況が違ふ。それで非常なギャップがそこにあるんじゃないかと思ひます。で、私たちは、現時点を中心として、農業移民が九割を占めておる——實質的には八割ぐらゐですが、農業移民という形で九割を占めておるといふところにだけ低迷

しておると、今後伸びゆくラテン・アメリカとの結びつきに非常にズレが出るんじゃないか。そこから経済協力の問題、技術協力の問題、あるいは企業進出の問題といふものを今後移住問題で十分配慮していかないと、うしろ向きの移住政策になるんじゃないかといふことをおそれるのです。實際上ブラジルにおいて、一番困つた問題は、インフレーションの高進です。しかし、インフレーションの高進がされている中においても割合に安定しているといふことは、やはり少しくらい金を借りても、事業を起こしていけば何とかなるといふ相當樂觀的な考え方があるから、それはほかの国々と違つて、實際上相當設備投資をしていけば、長い目で見れば何とかなるので、それはやはり池田さんのやり方とちよつと似たようなところがあるけれども、そういうものの考へ方があるのは事実なんです。これはラテン・アメリカの政治家の派手な面も一つは加わつておりますけれども、しかし、そのインフレの中に、不安定なように見えるが、不安定の中に前進していくところの国がある。そういう中に、ほんとうに不安定の中に安定を求めるといふのは、傍觀者としての立場を捨てて、ゆすぶられてゐるところの中へ、嵐の中に、台風の中にやはり身体を突つ込んでしまふことが一番楽なんです、それが証拠に、リオデジャネイロにおける造船事業の成功のごときも、問題はあの中に突つ込んでゐる。仕事をやつてどんな仕事をやつてゐる。仕事をやつてゐるから、それはインフレといふものに対して被害を受けない。しかも、企業の三分の二の給料はブラジルのほ

うに払わなくちゃならないということ
になつていても、日本の二世、三世、
四世なんかいから、大部分は日系の
これらの人々を背景として事業を営ん
でいる。ブラジルにある五十三万人
からの日系人というものの基盤とい
うものが、日本の企業の進出という
ものの——冒険的な進出ではなくて——
安定したひとつの支えになつてゐる。

今までは農業移民という形において基
盤を作つたが、その基盤の上に新しい
企業進出のチャンスを与えておる。

で、ブラジルの望んでいるのは、農業
移民を受け入れる場面もまだある
けれども、日本人に多くを期待してい
るのは、それよりもブラジルが欲して
いて、今停滞し前進することのできな
い、この近代国家を作り上げるための
その土台作りを日本に協力してもらい
たいという要望が非常に強いのです。

それが、今までのどつちかといえば、
農林省で力こぶを入れた農業移民とい
うマンネリズム的なことでは、ブラジ
ルの指導階級が要望しているものに
マッチしなくなるときが遠からず来
る。そこに私は今後の企業移民、技術
移民、経済協力、いろいろの形はありま
すけれども、ブラジルにおいて期待し
ているものを、ブラジルばかりではな
く、中南米諸国で期待しているものを
満たすだけの準備体制というものがで
きなればならない。その点において
は、外務省は若干夢を持つてゐる。夢
だけではない。曾根さんも先ほど言ひ
ましたけれども、腰を据えて、もう日
本はほかから若干うらやましがるる
ところもあるし、国際協力というもの
を相当積極的にやらなければならぬ
ときに、隣近所の火の中へやたらに無

駄な浪費をしてよいおせつかい
頭を突つ込むことよりも——戸無時
代の悲劇は出て、絶対被害がないの
は南米なんです——その安全地帯に、
日本民族の一つの理想境を、ラテン・
アメリカの人たちと結んで、モデル地
区というか、そういうものを作り上げ
るというこの基礎を、やはり私は作
り上げる準備がなされなければなら
ないのじゃないか、こういふふうに私
は思つてゐる。実際に去年の十月二十
二日のキューバ事件が起きたときに、
ケネディの演説がなされたときに、私
はワシントンに入りましたが、あれから
ブラジルに飛行機で飛んでいくとき
に、朝海大使が、世界じゅうで一番危
ないところ、ワシントンになつてしま
つて、一番安全なところが南米にな
りましたねと、うらやましうに私た
ちを送つておりました。これは半分冗
談に言つただけけれども、冗談の中に
非常に真理に近いものがある。ヨー
ロッパがいよいよゆるるEECの問題で、ほ
んとうにお互いに牽制され、拘束され
てゐるときに、ラテン・アメリカに必要
なもの、ドイツ人や日本人の意志が
持つてゐるねばり強さ、技術、そん
ものが一番必要なことになつてゐるの
で、これが入らなければコンクリート
は固まらないと同じように、日本はほ
んとうにセメントの役割を期待されて
ゐるのじゃないか。そういう点でもう
少し企業移民なり、技術移民なり、経
済協力は、遠慮することはないから、
もっと思い切つてラテン・アメリカに
対して私は積極的な構想を持つてもら
いたいと思つてゐるが、外務大臣はどう
いふうなお考えを持つておられますか。

○国務大臣(大平正芳君) 実はその経
済協力を考える場合に、えてして資本
的な協力といふか、そういう点が
力点を置いて考えられがちでございま
すが、いろいろ私も勉強してございま
す。実は技術協力というものが案
外求められてゐるし、効果的でもあ
ると思つてゐる。先般イギリ
スのヒューム外相が来られてお話し
をいたしましたときにも、当面やはりア
フリカに対してわれわれが一番力点を
置かなきゃいかぬのは技術協力だとい
うことで、まだ資本を組織して企業を
組織して運営するという前の段階なん
だという意味のお話もありましたので
ございませう。で、さらに申し上げます
と、その技術協力よりもっと深く、教
育の協力というか、そういうものが根
本になければならぬ。なぜならば、
やはりわれわれが経済協力をするにあ
たりまして、相手国の政府がちゃん
としたモラルを持つて、ちゃんとした
能力を上げて得る能力がないと話にな
らぬのでございまして、そういう意味で
留学生対策というふうなものも力点を
置かなければならぬことであると思
つてございませう。そういう意味で、経
済協力和一口に申しますけれども、今
戸叶さんがおっしゃつたとおり、非常
に幅の広い厚みのあるものになりつ
つあるわけで、また、そうしなければな
らぬと思つてございませう。したがつ
て、移住政策は定着性を持った進出で
ございませうが、これととも、単にそ
ういふものでなくて、非常にバラエティ
に富んだ内容を盛り込んでいかなく
いかぬ。一口に農業移住者と申しま
すけれども、日本の移住者は、それ自体
もう相当進んだ農業技術を持つておる

方でありまして、そういう意味で、
全体として、移住政策にせよ、経済協
力にせよ、厚みのあるものでなければ
ならぬというお示しは、私も全く同感
に存じます。

それから第二点として、それじゃラ
テン・アメリカをどう考えておるか
というところでございませうが、実は私、寡
聞にしてラテン・アメリカは行ったこ
とがございませうし、よく自信を持
つて御答弁申し上げるような知識はない
わけにございませうが、二十一世紀に
フット・ライトを浴びる地域じゃな
らうかと人も言ひ、私もそんな感
じがいたしてゐるわけにございま
し、ラテン・アメリカ政策というの
は、日本としても十分これは大きな問
題として取組んで参らなければなら
ぬ問題だと思ひます。ただ、現時点に
おいて私も受ける感じとしては、
いかにも何と云ひますか、きちん
てないといふこと、つまりおろ
う筋が立つていないんじゃないかとい
う、何かかんぬきが抜けてゐるよう
な感じがするんですけれども、経済協
力の面でもなかなか計画どおり参りま
せんし、その点、若干遺憾な点があるわ
けにございませう。もう少しそこは計
画性を持ち、能率性を持つてやつて
いただければもっと進むのになと思
ひます。また、それだけに開発する余力
があるといふあるわけにございま
す。非常にラテン・アメリカは大事だ
というところで見てみますと、案外実際
はなかなか思うように進まぬという現
実の制約を感じるのでございませう
けれども、しかし、それだからといつて、

ラテン・アメリカの重要性が滅殺され
るわけでは決してないと思つたので
ございまして、こういつた問題をしん
ぱり強く解きほぐしつつ、ラテン・ア
メリカ政策という点については、新しい
感覚で取組んでいかなければならぬ
問題だと思ひます。さてどうするんだ
というのに対しては、私、まだ
十分お答えするようない自信ある考
えはないのでございませうけれども、一応、
今の時点において感じておりますこと
を御答弁申し上げます。

○戸叶武君 イギリスなりフランスな
りは、今までの関係からアフリカとい
うものを無視してはやはりヨーロッパ
のことを考えられない立場に置かれて
いると思つてゐます。そういう点にお
いて、私は、アフリカの問題は一番困
難な問題だが、イギリスなり、フランス
は、手を抜くことが實際上できないと
思つてゐます。で、中近東は、あの貧
乏は、ソ連とアメリカの援助の角逐戦、
利用の角逐戦から、なかなか簡単に
片づかない。そうかといつて、東南ア
ジアを見ても、あの貧窮とあのお
くれている状態というものは、日本の現在
持つてゐる富の力やなんかじゃとて
も——国際的な規模の、国連の責任な
りアメリカなりイギリスなり、本腰を
入れなければ簡単に入つても埋没して
しまふ。それから、あなたは御熱心に
韓国やタイのことはやりますが、これ
はむしろ私は——やはり朝鮮の問題を
無視はできないと思ひますけれども、
ただラテン・アメリカで一番問題なの
は、近代国家たんとしてゐるがまね
ごとで——と言つちや悪いかもしれま
せんが、やはり近代国家の骨格が、ほん
とりのナショナル・リゼーションが完成し

ていないと思ふんです。その中で一番欠陥は、大蔵官僚の協力が足りないんです。ほんとうは税制なり、金融なり、あるいは保険の事業なり、それからもう一つは郵政の問題なり、そういう税制改革はなされてないし、徴税技術はきちんとしてないし、郵政のシステムがしっかりしてないし、形だけで都市だけの国家で、実際上つかみどころのないような状態になっている。そういう困難をなし遂げてきた日本の明治以後の奇跡というものは、よその国においては一つの非常な奇跡としていえると思ふんです。日本人は今までの、三百年の徳川時代の泰平があつて、その蓄積の上に明治維新があつた。ルネッサンスはなかったとしても、ルネッサンス以上の蓄積があつて、近代国家にならなくちゃならぬという刺激を通じていった。けれども、まねごとではやはりその国のほんとうの柱はできないんで、そういう骨組みになるような、私たちは国の運営の面においても、太平洋沿岸における諸国で日本の行っている人はずいぶん役人にもなつておる。それから、ペルーやコロンビアなんかに行つてびっくりしたのは、コロンビアなんかで数学の先生を非常に呼んでゐる。日本人の数学の先生のたき込み教育というか、そういうものを通じてでなければ、やはり教育がしっかりしてこないというので、もう通訳付でもって優秀な先生が招かれてゐる。私はそれを見て、ああ、やはり目に見えないようだけれども、こういう面において向こう側がそういうところを気を使つてゐるんだなあ。ペルーだつて、日本人を非常に排斥——拒んでいるように見えるけれども、一番最初

初になだれ込んだ、とにかく棄民的な移民が流れ込んだけれども、今においては五万人ほどが生活しているが、ブラジルやほかから比較して、もっと高レベルのところへ来ている。そして、たとえば天野芳太郎君みたいな人があつて、そこでフィッシュ・ミール——魚の問題に目をつけて、昨年以来世界一の漁獲高になつたと言われるほどのものを作り上げてゐる。それだけでなくて、東大の石田英一郎君のような、あるいは三笠宮のような人を連れて行つてインカの研究をやらせてゐる。アジアとインディオとの結びつき、インカ文明やチャビン文化との結びつき、マイクロネシア文化との結びつき、そういうことの中で非常にインディオの劣等感を払拭して、何か自分たちも日本人と先祖がどうも同じらしいぞというような近接感を持つてゐる。それと、一方において西洋諸国の人たちに負けないだけの近代性を持つて活動してゐる人がある。そういうところには、やはり日本と結びついていこうというのがずいぶん出てきたと思ふ。そういうときに、私たちは今農業関係の移民だけにばかり力を入れないで、これからやはり、それらの国々で求めているところの数学の先生なり、物理の先生なり、理科の先生なり、お医者さんなり、病院を建てる。そういう形の多角的な動きをぶち込まないと、いつまでも、しかも日本の労働力はもう不足してきているのですから、私は量だけの移民主義だけではなくて、もっと質的転換もこのときにおいてなさなければ——それは移民を数を少なくしろと言つたのではないが、やはり今以上に移住者を送り込むことが必要だが、その移住者の中

に、もっとバラエティに富んだ、そして、少なくともラテン・アメリカで尊敬され、ラテン・アメリカで歓迎されるような魅力に満ちた移住者というものを送り込むような考え方をしたいかな。くちやいかぬ。今までの二つの事業体を合わせて、統合して、今までのような形を今度一応調整したという形も、この辺で何かほんとうに新機軸をつけたいと、ヨーロッパ自身においても、今の欧州経済共同体も、統一をどういうふうにして作り上げるかということに頭が注がれてゐるときだが、そのときにアメリカの中に、ラテン・アメリカの求めるものにこたえるような施策というものができなくちゃいけないので、それは外務大臣が言われたように、この移住政策が今後こつちからだけ人を送るというのではなくて、向こうの立場から考え、向こうが何を求めているかというのに対して満ちたものでなければいかぬと思ふのですが、そういう意味において、日本のお医者さんなり、日本のエンジニアなり、日本のそういう学者なり、あるいは看護婦なり、いろいろのものを求めているところが非常に多いと思ふのですが、今までの調査とかアンケートとか、向こうの求めているものはどういうところにあるかというものをねらいを立てたような調査みたいなものは持つていないのですか。

○政府委員(高木広一君) 調査ということではございませんで、先方の政府あるいは民間から強く要望してきておりますのは、やはり技術、それから技術に伴う資本と施設、それから今おっしゃった科学者とか先生とか、こういうものが強く要望されております。これは各地でございまして、今、先生から御指摘になりましたように、アルゼンチンにおきまして、コロンビアにおきまして、数学の先生とかお医者さん、教授の招聘というふうなものが行なわれております。

それから、これはちよつとそれとは直接関係ありますかどうか疑問に思うのですが、ブラジルにございまして日本人の数は、ブラジル六千万の人口のうち一割にならないのですが、教育——大学の教育を受けるという者の数の一三％は日本人なんです。こういう点では、日系人の素質が非常に優秀であり、高いということが言えると思ひます。

それから、最近におきましては、ブラジルの連邦議会の代議士が三名と、それから州——サンパウロ州の代議士が五名。それからアメリカでも、ハワイの最高裁判所のチーフ・ジャスティスとか、相当優秀な者が出ております。こういう意味におきまして、特に南米では日本の移住を、単なる労働力じゃなくて、そういうすぐれた移住者が、しかも、技術と資本を持つて来る可能性が非常に多いということ、移住を歓迎するという気持が強く、従来、戦前にはブラジルとの移住協定なんて夢にも考えなかったのですが、先方と話をうかがつてこの協定ができて、これはもう最近上下両院の協賛を得まして近く発効します。

それから、それより一年おくれましてアルゼンチンとの移住協定は、むしろ先方から日本の移住を求めたいというところで言うてきましたようなわけ

で、先方の認識が非常に高まつてゐる。それは今先生がおっしゃつたようなラインの日本に対する希望が、一番大きな原因でございまして。

さつき間違えました。ブラジルにおきます日系人口は一％で、大学に占める学生の一三％が日系人でありまして。

○戸武君 それはそれとおつと思ひます。とにかくもうブラジルの人と言わせると、もうアメリカの半分の人口を持つてゐるのだ、やがて一九七〇年——八〇年にならないうちにとにかく日本の人口を凌駕するだろうと言つております。しかし、そのうちで、今あなたが述べましたように、ブラジルの人に言わせると、大学の二〇％までは日系だと言われているくらいですが、非常に成績もいし、それから、やはり日本人の移民の特徴は、日本のお母さんというものはみんな私は偉いと思ふのですが、やはり親たちは、どんな自分たちが貧乏しても、石にしがみついても子供たちは何とか幸福にしたい、幸福にするきつかけはやはり子供を教育することだという、明治の時代における悲劇的な生涯を送つた人ほどそこに強い考え方を私は持つてゐると思ふのです。やはり外国でも一番はめられるのは、日本人が教育に熱心だといふのは、自分と同じような不幸な目に次の世代の者はあわせたくないという形で、一切の犠牲を払つて教育に力を注いでゐる。そこに私は二世、三世、四世という者がすばらしい伸びを示しているのだと思ひますが、現にこの問題は、ブラジルにおける産業構造ですが、一九三三年には日系人というのは第一次産業が九三・五％、ほとんど農業でした。第二次産業というのは

二・二％、第三次産業というのは四・二％、それが一九五八年には、第一次産業が五・五％、第二次産業が九・三％、第三次産業は三・五・七％、最近の一九六一年には、第一次産業が五・〇・六％、第二次産業が二・七％、第三次産業が三・五・七％というふうに、農業を主としたコロンビアを基盤としたこの二世、三世、四世というものが、教育並びに自分たちの親たちの蓄積、そういうものを土台としてどんどん第二次産業、特に第三次産業に前進してきている。これは私はほかの国の移民に見られない一つの大きな特徴を形成していると思うのです。この層をむだにしてはいけません。これを満たして、そしてそれと日本から行く人を結びつけるということを考えることが配慮されない、と、せっかくここまで出てきた芽というものが私は伸び悩んでくるのじゃないかというふうに考えるので、そういう意味において、今のこの段階の移住政策というものが、現在が大切だからこれを考えなければいけないと同時に、現在の問題を処理していくと同時に、現在の問題の処理の中にも埋没しないで、明日へのやはり前進の態勢というものをこの機会にやはり作り上げないと、私たちの友人の石川君が昔文学青年時代、嘆きながら書いたような「蒼氓」のような、移民屋に食われちゃったりする移民を送っているようじゃどうしようもない。そういう形で、私は実際は移住基本法というものを先に出してもらいたかったんだが、しかし、移住基本法の大体的あらましの構想というものは大平さんからも聞いたし、大平さんも少し遠慮している向きもあるが、やはり曾根さんの言われたように、あの答

申が全部じゃないと思うんです。やっぱり、もう少し一つの新機軸を出す。これから日本はこの道を探っていくかなんかやらない。おさなりのあれじゃなくて、やはりよその国にもいろいろ長所があるんだが、日本人でなければやれないものが、ブラジルなりラテン・アメリカにおける役割があると思う。そういう点で、今度の事業団を作るといふことがきつかけとなり、そしてその試みと同時に、次の国会には移住基本法を出そうという気がまをえて示しているんですが、どうぞ大臣はこのごろ役所の悪い弊風は、大休審議会というのを作って、審議会がやっただから間違いない、これをどうだというよりなこと、隠れみのにしちゃうような危険性があるのだから、そうじゃなくて、やはり大平外務大臣のときにこういう新機軸を作り上げたんだという、一つの奮闘をふるってほしい。これは、転換期においては、やはり日本の今の政治において一番の貧困は、やはり夢がないことだ。構想がないこと、経路がないこと。今こそ私たちは、後藤新平さん、大隈さんが持ったような、ああいう今の行き詰まりを打開するために、もつと一つの夢と構想を持った政治をしないと、やはりどうしても——吉田、岸、池田はみんな官僚のくそおもしろくない政治ばかりやってる。〈笑〉こういふ空気が出ておると思いますが、池田内閣の中においても異色の存在だったといふことを、大平死しても皮肉で、〈笑〉ひとつ移住政策を打ち出してもいいと思うんです。そういう意味において、第一次産業として今まで農業移住者が中心になっていたのは事実

だけれども、これだけに低迷しないで、農林省との調整のことを前に聞きました。調整も必要だが、しかし、それは現地の問題であるが、明日の問題に對して一つの構想を作ってもらいたいと思うんですが、こういふことを大平さんに期待するんですが、期待しないうちやならないんですが、無理に押しつけなくちゃならないんですが、そういうことをやってもらいたいと思いがすが、いかがなものでしょう。

○国務大臣(大平正芳君)　そういう明日の移住政策を作る上におきまして、あらまし御構想をお聞かせいただいたようなわけでございまして、感覚的には私も全然同感でございます。問題は、それをやり遂げる奮闘があるかどうかの問題でございます。〈笑〉もともと低姿勢の大平でございますから、努力してみたいと思っております。

○戸叶武君　長くやつちやいけませんから最後にしますが、私は昔は非常に窮屈な人間で、名所旧跡などもあまり見ないことをもって得意としたんですが、去年世界を見て一番びっくりしたのは、やっぱりこれは大衆の時代だ。大正デモクラシーじゃなくて、大衆デモクラシーの時代だ。やはり生産に大衆を動員すると同時に、大衆の購買力なり、大衆の消費なり、大衆のレジャーというものを無視しては今後の経済は成り立たぬという、もう形式的なデモクラシーの時代より、実質的なデモクラシーの時代に入ってきたんだというところを感じたんですが、移民の問題とも関連しますが、今のイタリアにおいて、移民という形よりも観光のほうへの収入が多くなつちやうて、貿易のアンバランスをささえているものは

観光収入であるが、われわれしろうととして、観光収入といっても、イタリアはアメリカのドルがおもに落ちていっているのではないかと思つたが、とんだ違いで、全くこれはヨーロッパ全体の経済が立ち直つてきて、そうして国境線をみんな越えて家族連れが自動車に乗って、北欧その他の人たちが夏だけでも太陽光線をもつと取つて海岸で健康をよくしよう。チロルあたりなんか、あるいはウィーンのあたりでは夏中は休んでもとにかく行く。なだれを打つて大衆があのイタリアの半島を利用する。この収入が莫大なものになります。来年は實際上ブラジルなんかでも、南米銀行を中心として数年前からオリビックに金を銀行にためておるんです。ところが、日系だけを相手にしようと思つたら、ブラジル銀行の幹部に聞いてみたところが、いやブラジル人が非常に預金してくる。この機会にオリビックや日本の景色を見るだけでなく、日本はすばらしく発展したということだから、そこから何か学び取つて来なければならぬ。こういう一つの関心を持って、来年は想像以上に大量のブラジルの人たちがやつてくる。イタリアがオリビックを境にして、何と申しますか、観光政策というものの大きな転換を作つたように、日本においても、私は来年のオリビックを契機として、やはり日本の観光の問題、それからまた移住者のもつと結びつきの問題、こういうことを十分考えられなくちゃならないと思うんです。で、この事業団ができるのを機会に、外務省でやることかふえたりなんというけちな根性じゃなくて、やはり海外に活動しているところの移住

者、それから移住者の中におけるコロンビアの世話役の人たち、あるいは新聞関係で活動している人たちが、あるいは議員さんたち、そういう人たちがやばり私は呼んで、そういう者が郷土に帰つて宣伝をしたり、そうしてみんなを結びつくという形において、日本の硬直した、これでいいんだというけちな満足感、夢のない世界を、オリビックのかけ橋だけの問題じゃない、オリビックというものを通じてゆきふつて、この島根根性のけちくさを脱皮させる作用というものは大きいんじゃないか。事業団の宣伝活動というものは今年で準備を——ほんとうに早く移住基本法なり何なりを作り上げて基本的なものをあげる。同時に、ただ金があるなしじゃない。やはりアメリカと違って、アメリカは金があるが日本人には知恵があるぞという問題は知恵比べだから、そういう形のものをあげていくことが必要だと思つたが、やはりあまり口を放つていくと、どこまで行くかわからないから、〈笑〉やはり大平さんというものは大平ムードの元祖ですから、そういう意味において、私は来年のオリビックというものは、イタリアは実に巧みにつかまえて、あれを中心としてイタリアが——イタリアはそれまで外国人からすいぶんばかにされておつて、ほんとうにそれはすばらしい飛躍を示してきたと思つていますが、実際アメリカの人でも五十五歳とか六十五歳とか、養老年金を受け取るようになっていふよりも日本に行つたほうが安上がりで景色はいいし、うまいものも食べられるからというのが多いくらいで、

私は金持ちの観光客を呼ぶというよりも、むしろ大衆をやはり引き寄せるという形が一番大切なんじゃないか。そのためには労働組合の幹部とか、アメリカあたりの労働組合の幹部とか、アメリカでもけっこう日本に移住者を排斥するような労働組合のボス連中を呼んで、アメリカから世界中でいい国はないんだという、そういう人たちは大体日本を見る機会がない。戦争のときに来たような、不健全な来方ですから、それでなくしたらいんです。これは移住と直接関係はないと思うんですが、移住の問題をバックするのには、移住というのはいま問題ですから、いま問題でバック・アップするんじゃないかと、少し派手な豆まきをしなければ、花火を上げるんじゃないかなければ、とても宣伝にならないと思うんですが、大平さん、もつていかんと思いませんか。

○国務大臣(大平正芳君) 私が内閣におりましたときに、レジャー・ブームの問題で一応調べたことがあったのですが、おとしの二月と去年の二月と比較いたしますと、国内における一泊旅行者のケースが一年間に倍になっております。それから、日帰りの旅行者は三倍近くになっていいると思います。国内におきまして非常に人間の移動が激しくなっているというところはかえると思っているでございます。国外からわが国に来ておる方の実数を、私今持っておりますが、年々歳々ふえておりました、今観光収入がたしか二億ドル内外になっておると思いますが、これはもう今御指摘のように、欧米各国に比べますと、まだ非常に微々たるものでございますが、オリンピックを契機として大いに

ワイインド・アップしようということでございます。仰せのとおりだと思つてございまして、一段とこれは活力を入れなければならぬと思つて。と同時に、われわれの情報文化局で日本の紹介をやつておるのでもございますが、これは外務委員会の先生方にはあるいは差し上げたいと思つてございまして、差し上げたいと思つてございまして、おそれの青い机の上全部一ぱいになるくらい、乏しい予算でございまして、引続き御協力をお願いしたのでございまして、たとえば「名もなく貧しく美しく」なんていうのは、あれを御推奨申し上げて、各所で好評でございまして、したがって、移住政策を直接に云々するよりは、することも大事でございまして、今言つたような広報活動を通じて日本という国の紹介というところが大事でございまして。年々歳々おかげさまで若干予算がふえて参つておりました、だんだん広報活動も活発になつてきておるわけでございます。そして、それから、海外の新聞記者を招待すると、それで日本に興味を持っていただく、報道面につきましても努力していただくという、このやり方はだんだん成功しまして、たとえば御承知のワシントン・ポストなんというのは、ついこの間も日本特集号を出しておる。これは何回目かでございましてけれども、そのように、今乏しいながら、そういう方面の施策の前進はいたしておるつもりでございます。今後も御鞭撻をいただきまして精力的に進めて参

らなければならぬ課題だと考えております。

○羽生三七君 関連して。ソビエトや中国の紹介のいろいろ写真なんかを入れたPRの文書というものは、たいへんなものに私に來てゐるのです。ただ、外務省関係はかつてもらつたことがない。外務委員くらいはぜひ、どういふふうな海外に紹介されているのか、今後の参考のために、全部じゃなくていいから、代表的なものがあつたら、送つていただきたい。それから、来年のオリンピックについていろいろ広報活動というふうなことで、予算的には準備されておるのですか。これは今の移住法案には関係ないのですが、ちよつとどうですか。

○国務大臣(大平正芳君) たとえばソビエトの問題でございまして、これはレシプロカルの原則で、日本で配布する部数と向こうで配布する部数を同じようにしようじゃないかということでございます。向こうは政府が直接やる、こちらは民間がやるという、にない手が違つておりました、なかなかうまくバランスがとれないのでございまして。しかし、日本は相当大つぱらに広報活動をやられておるもので、こつちも大いにやろうと思つて貰つておるのでも、ございますけれども、バランスがとれない点がございます。しかし、今御指摘のように、今までやつておる広報活動のおもなものにつきましては、先生方にも見ていただくようにいたしたいと思つております。

○加藤シヅエ君 今に關連して。ちよつと議題からそれるのでございまして、けれども、今オリンピックを契機として日本の観光としての収入をふやすということについては、いろいろ外務省が中心になつて考えていただかなければならぬのでございまして、これはこの間ちよつと新聞を見て初めて私気がついたのですが、外国ではいいホテルで必ずダンスをやるわけでございますね。それでダンスをするところがあつたので、非常に堅実な娯樂としてのダンスというものがあつたのでございまして。ところが、日本の風俗営業法が何かの關係で、日本のホテルでは夜おそくダンスができないのでございまして、何かそういうふうなことがあつて、それで特に何かあまり健康でないような雰囲気の中でダンスをするというふうな、そういうふうになつて、日本というものが外国人に喜ばれる場合には、やはり堅実で、かついい文化でございまして、自分の国にいたときには行儀をよくしていただくやらないけれども、日本に來たら羽目をはずして、特に婦人関係なんかは非常にサービスがよ過ぎるということで喜ばれるというところで、私も非常に迷惑しておるわけでございます。そういうふうな点で、堅実な面だつたら、やはり外国人を相手にする場合だつたら、外国の風習を日本に加味して、風俗営業法その他でも取り締まられている場

面をどんなふうにして緩和したらいいかということ、これはやはり外務当局のほうからそういうことを積極的に働きかけていただくべきことじゃないかと思つてございまして、いかがでございませうか。

○国務大臣(大平正芳君) かしこまりました。よく検討させていただきます。

○戸叶武君 新聞のことですが、やはり大平さん、この前にメキシコの大統領を呼んだときに、日本で大量にメキシコの新聞記者を呼んだのか、あるいは大統領が連れてきたのか、いずれにしても、チャーターした飛行機一ぱいに主として新聞記者が乗つてきた。これでメキシコの一先新聞が日本特集号を積極的に出して、あの前後における日本の宣伝というものはたいへんで、メキシコはどつちかというところ、アメリカと日本は結びつきがあるが、いろいろな点においてそれまでは日本を知らなかつた層が非常に多かつたのだが、あれ以來すばらしい日本ブームを作つた。あれなんかはやはり最近の非常なヒットじゃなかつたか。ラテン・アメリカ自体というものは、いろいろな長所も欠点もありますが、どつちかというところ、派手好みで感情的なお祭り好きです。日本で一つの事業団ができた、思い切つてあの人たちなんかにもおみこしぐらい送つてやるくらいのは、ラテン・アメリカにはそういう特殊の雰囲気があるので、日本の花火とか、何か日本人というものは戦争に強いかという、少し鼻つまみにされた形が過去にはあつた。しっかり者だけれど

も、つき合つて見るとおもしろくない。ただ働いただけで金銭しがちがちなやるのだから、もう少しやはり日本人の持つてゐる明るい面、ユーモラスな面、そういう点をこれから広めていくというところが、移民の問題に対して、やはりスムーズなもの運ぶことになるのじゃないか。そういうようなことも配慮してもらいたい。

もう一つは、中南米諸国の元首なりあるいは元首に通ずる者なり、主要の人たちが来ると、われわれの感覚と違つて、日本に行つてやはりプリンスに会ふとか、あるいは妃殿下に会ふとか、そういうようなものに非常な興味——興味と言つちやあ悪いが、何と云ふか、私は言葉のつかい方がうまくないが、加藤さん何か……。

○加藤ツツエ君 あつた。

○戸叶武君 そうあつたが、（笑）そういつとに、外務省か宮内庁かわからぬが、何だかあの程度の、これはたしかニカラグアの話もありましたが、なかなかあつてくれない。これは私はイギリスの皇室なんかの外交のうまさというものは、そういうところ——非常に気取つた面があるが、そういうところ非常に何とも言えない、向こうのあつたが、満たすよ、うな一つの風格が外交の中にあるんです。日本人は何かこれ資格だとか、相手を見下したとしても日本人ほど始末に負えない国民はない。強そうなの、偉そうなの、つには、べこべこするが、自分より下だと思つて相手にしない。これは今後のわれわれの海外協力において、一番悪い点ですから、そういう点をなげ清算して

どんな小さな国の指導者といへども、国連じゃ一票ですから、大小を問はず、やはり将来国連外交というものを展開するために、私たちは貧しい国、小さな国ほどいたつて、そして大切にするというふうな外務省あたりから——宮内庁にはこの間も反省を求めたが、どうも外務省以上に古ぼけておりますから、そういう点を外務省あたりから新風をとかく日本の宮内庁あたりにも吹き込んでもらいたい。それを外交上において、若干のやはり外交に使うというふうになつても、そういうところは実際上この国においてもそういうふうなふくらみを持つた外交といふものはあるんですけれども、そういう点もやはり私たちは配慮してもらいたいと思ふんです。

○国務大臣（大平正芳君） 招待外交につきましてのお示しでございますが、私どももそういう感覚で外国政府、新聞記者ばかりでなく、実業家も、これは政府で呼ぶのと民間で呼ぶのと——民間のほうも相当活発になつておりますけれども、これを進めてもらわなければいかぬと思つております。

それから、宮廷外交でございますが、実は私も外務大臣になりましたが、たゞびびびという機会に恵まれるわけでございますが、私たちが実は非常に感心いたしております。東京に五十八ございませう、美館の大公使の離着任の場合は、必ず皇室で呼びたい。まあそのときの御態度は、きわめて真摯な御態度で、皆さんほんとうに感激いたしておりますし、私も海外へ参りましてお目にかつた方々で、まず最初に話すが、拝謁を仰せつかつたときの感激でございます。そういう意味でもう

非常に御多忙な日程が組まれておるわけでございますが、私はその点につきましては、案外世間が知らないんじゃないかというふうな感じがするわけだ、こんな御無理をお願いしていいのかと思つて、実はお願いをいたしておるわけでございますが、宮内庁の皆さんたいへんつましい方で、そういうことも言わないじゃないかと思つておられますので、一応念のために御報告申し上げておきます。

○戸叶武君 私の言つてゐるのは逆なんだ。大臣にはサービス過ぎる。私は、無視されてゐるような、どつちかといへば、小さなやうな国に対して、後進国に対して、思いやりのある、差別感をつけない一つの態度が必要なんだ、それが、現に具体的に例をあげるに当たりさういふことが非常に多いのです。これはあなたが知らないのです。あまり例をあげると速記に残るから……。

○国務大臣（大平正芳君） いや、差別なくやつておるわけでございます。○杉原荒太君 私は法案の内容について一つだけお尋ねしたいと思ふので、この法案はいろいろなことを規定してありますが、総合してみますと、要するに、これがほんとうに生きるかどうか、魂の入つたものになるかどうか、というの、私は率直に言つて、これは人の問題だと思ふ。そこで、さういふ趣旨からひとつお尋ねするので、この法案の中に人事について、理事長及び理事の任期は、四年」とするといふことがきめてある。これの理由をお尋ねしたい。

○政府委員（高木広一君） これは、従来移住会社なんかは任期が二年でございまして、二年では短い、理事長は少なくとも四年なければいけないといふことで四年になつております。ただ監事につきましては二年といふふうに短くいたしましたわけでありまして、○杉原荒太君 それからもう一つ、役員は再任を妨げないといふ趣旨の規定がありますが、そのいふゆる再任といふのは、それはどういふのです。○政府委員（高木広一君） これは一期を終つて続いて第二期——さらに四年やることも差しつかえないという意味でございます。

○杉原荒太君 そこで今の、従来二年だったのを四年にしたのは、倍になつておるけれども、実際四年といふのは、私これはほかのいろいろこの種の事業団などの場合と比べてみて、おそらくほかの場合もこういつた規定が多いのじゃないかと思ふが、しかし、この移住事業といふものの特質から見まして、ことにまた、移住事業と人事との関係というものをから見まして、この点は非常に大事な点だと思ふのです。これは私があえて指摘するまでもない。移住事業といふものは、ほかの面と違つて非常に困難だ。それと、また長期にわたつて苦心経営を積み重ねていかなければ、今までの過去の私の例からいへば、人事がしつこくちゅうり異動するといふようなことは、反省していかなければならぬことだと思ふのです。そこで、これは法律の規定の仕方としては、ある任期といふものはつづけるのは、これはやむを得ぬでしょうが、その法律の面からしても、法制の面からしても、そこをどう

にらんで規定をしていくべきものかと思ふ。私今この原案についてとやかく言ひませんが、しかし、さういふ点は、今の再任規定などは、実際の運用面においてよほど注意していかなければならぬことだと思ふが、それでそれじゃ、この再任規定の生かす方ですが、これなどは特に外務省としては内面的には確固たる一つの方針を持つておられてしかるべきものかと思ふのです。あるいはその法律なり政令といふような、そういう法令で規定することはむずかしいけれども、内規的なもの、あまりそのときどきの——今の大平外相のときはこうだった、また次はどうなるかといふことよりも、もう少し一貫性のある、継続性のある方針がほしいものだと思ふ。そこで外務大臣にお尋ねしますが、この規定そのものでなくて、規定の運用の場合ですね、人事の場合、どういふ方針のもとにやつていけるつもりか、お尋ねしたい。

○国務大臣（大平正芳君） 事業団法も、実は政府機関の立法例などの制約を受けまして、一つのひな形的なワクの中でいろいろ工夫したと思ふのでございまして、移住事業の特性に應じて、どこまで特性が生かされておるかという点につきましては、御指摘のような問題があると思ひます。そうして、お示しのうちに、しかしながら、問題は運営であり、その人を得なければならぬことでございますので、私もさういふことは、まずこの人選は慎重にやらなければならぬといふこと、それから、第二点として過去のいきさつがございまして、公正な人を得なければならぬと考えております。

て、どの省に片寄るといふようなことであつてはならないと考へております。

第三点として、あまり従来縁のない、今までこの現実の移住行政に關係された方ではなくて、清新な人材を得なければならぬのじゃないか。それから、今御指摘がありましたように、非常に情熱を傾けてやつていただけの熱意があられる方ではなければならぬと考へております。ただ問題は、現実によれども、さういふ人が得られるかどうかといふことでございますが、事実すぐれた方がたくさんおられるわけでございますけれども、具体的に今日事業團の理事長として一生を捧げてやろうといふお氣持を現実を持たれた方というのは、そんなにないのでございまして、私も今人選に苦悶いたしておりますゆえんのものは、そこにあるわけでございますが、したがつて、現実には選ばれた方がそれでは百パーセント條件を満たし切つたといふ人を得られますといふようなことを、私まだ申し上げる自信がないわけでございますが、先ほど申しましたような考へ方で、慎重に人選を現に進めておられるわけでございますが、まだ特定の人といふところまで至つていないわけでございます。その特性をにらみまして、何とか今申し上げたような適材を得たいものと、せっかく苦心をいたしておるところでございます。

○杉原荒太君 今、外務大臣のおっしゃることは、それはそれとしてよくわかりますが、私が一番主眼点を置いて、外務大臣のお考えを聞きたいと思ふ点は、規定はこうなつておられるけれども、相当つまりじつくり腰を据へて長期にわたつてやつていくといふことの特質の必要性という角度から、そこにウェイトを置いて人事の選考をやられるかどうか、別に私は具體的のことを聞いておるわけじゃない。その点だけです。

○国務大臣(大平正芳君) さよう心得て参りたいと思ひます。

○委員長(岡崎真一君) 本案の質疑は、次回に続行することとし、本日の質疑は、この程度にとどめます。本日は、これをもつて散會いたします。

午後四時三十四分散會

六月二十一日日本委員会に左の案件を付託された。

一、在日朝鮮公民の祖国との自由な往來を要請するの請願(第三〇二五号)

第三〇二五号 昭和三十三年六月十三日受理

在日朝鮮公民の祖国との自由な往來を要請するの請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町

上保谷一、八一六 鈴木正義

紹介議員 岡田 宗司君

東京都北多摩郡保谷町議會は、在日朝鮮公民の祖国との自由な往來が、すみやかに實現することを、政府及び關係行政機關に対し強く要請する決議を行なつたから、これがすみやかに實現されるよう、格段の配慮と処置をとられたいとの請願。